

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」

研究開発領域・研究開発プログラム

研究開発領域・プログラム事後評価

評価報告書

平成26年3月14日

独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター  
「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

# 目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 研究開発領域・プログラムの事後評価の目的	2
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	3
1-5. 評価の経緯	9
1-6. 評価方法	10
2. 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域・プログラムの事後評価	11
2-1. 研究開発プロジェクトの選考について	11
2-2. 研究開発領域の運営について	13
2-3. 研究開発成果の状況について	14
2-4. 研究開発領域の目標達成	30
2-5. 社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案等	32

## 【参考資料】

参考1：検討経緯	35
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則	36

## 1. 評価の概要

科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則」（平成25年10月31日 平成25年規則第118号）」に基づき、「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域・研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」の事後評価を実施した。

### 1-1. 評価対象

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域・研究開発プログラム（領域総括：堀尾正靱／龍谷大学政策学部 教授／東京農工大学 名誉教授）を評価の対象とした。

### 1-2. 研究開発領域・プログラムの事後評価の目的

研究開発領域・プログラムの事後評価は、研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。研究開発プログラムの事後評価は、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

なお、本研究開発領域は一つのプログラムしか持たない。従って、事後評価においては研究開発領域と研究開発プログラムは同一のものとして総合的に評価を実施した。

### 1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

#### 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会委員

役職	氏名	現職（平成26年3月時点）
委員長	西岡 秀三	公益財団法人地球環境戦略研究機関 研究顧問
委員	足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
委員	枝廣 淳子	有限会社イーズ 代表
委員	大澤 啓志	日本大学 生物資源科学部植物資源科学科 准教授
委員	柏木 孝夫	東京工業大学 特命教授 東京都市大学 総合研究所 教授
委員	加藤 博和	名古屋大学大学院 環境学研究科 准教授
委員	小林 紀之	日本大学大学院 法務研究科 客員教授
委員	山川 充夫	帝京大学 経済学部地域経済学科 教授

### 1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域は、平成20年度より開始され、平成25年度終了予定である。研究開発領域の規模は、6年間で20億円程度を想定している。本研究開発領域は一つのプログラムしか持たない。従って、研究開発領域と研究開発プログラムの目標及び概要は同一である。

#### 1-4-1. 研究開発領域・研究開発プログラムの目標

- (1) 脱温暖化・環境共生に関わる研究開発を、総合的で横断的な新たな発想に基づいて、持続可能な社会システム実現のための取組みとして構想し、地域の現場においてその科学的実証を試みる。また、それらが国内外で有効に活用されるよう、一般化、体系化を目指す。
- (2) 活力ある地域づくりを、脱温暖化・環境共生の視点から再定義して進めるため、既存の取組みや施策、行政システム、制度等を科学的に整理・分析し、地域の新しい価値を見出すための分野横断的かつ内発的な計画・実践手法、新しい価値の評価手法、およびそれらの普及方法を開発する。

なお、目標達成に向けては、以下の重要性を考慮する。

- ・地域社会を分野横断的・総合的かつ内発的な視点から、持続性のある技術－社会システムに発展させる豊かな問題把握
- ・産学官市民や、自然科学系研究者と人文社会科学研究者との適切な連携
- ・持続的・自律的な地域社会の主体となる人材の形成のための方法論の構築と実践
- ・地域住民やステークホルダーが地域の持続的な未来像を構築し、共有するための多様な「場」の形成

#### 1-4-2. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

地球温暖化と大規模な気候変動の危機の解決は、2050年までに世界の温室効果ガス（GHG）排出量を半減させるという、大きな課題を我々に課している。わが国も先進国の一員として、自国からの排出を80%程度削減するという、未曾有の挑戦を行なおうとしている。このような挑戦はすでに先進国から始められており、それなしには、現代世界のなかで、有利な政治的・経済的状況を実現することはできない。GHGの大幅削減は自国の生存のための課題としてもきわめて重要であると言ってよい。温暖化と気候変動の問題は、多様な環境問題の中でも、最も重要な課題の1つとなっている。

しかし、従来（2007年以前の我が国の）脱温暖化に向けた取り組みでは、目標の実現を明確にしていないものが多く、観測や分析、新エネルギー等の先端的な技術の開発を進めることに重きが置かれてきた。また、温暖化対策に対して効果のある適正な技術を私たちの生活の中に生かしていく方法や、潤沢な石油の供給に頼って展開されてきた現代社会の諸様式を根本から見直そうとする試みはあまり実施されてこなかった。これからは、持続可能社会の実現に有効な適切な技術の展開と、人々のライフスタイルの変革とをリンクさせながら、国民的規模で新しい技術－社会システムに移行させていくための道すじを開発することが必要である。

本領域では、現代の環境関連課題やとりわけ温暖化対策を、新技術の開発や導入のレベルでとらえるのではなく、産業革命以来の近代化の流れの中の、とくにこの50-60年間の、大きな社会変化の中でとらえ、中山間地の過疎化、2008年の金融危機の後の雇用危機、燃料価格高騰により地域経済が被った被害等の問題にリンクさせ、新しいライフスタイル、人々の協働のネットワーク、法制度・政府の諸規則・税制等の開発を含む、グリーンイノベーションと分権化に向けた社会的なアクションとしてとらえる。そのうえで、これらの問題の解決方法を、「現場目線」と「適正技術」の視点から検討し、エネルギー自給能力のある地域づくりに向けて、その担い手づくりを含めた総合的な取り組みを創出することを、重要な課題として掲げる。

同様に、これまで、保護・再生という観点からとらえられる傾向が強かった自然の問題も、人間との共存の問題としてとらえ直し、手入れの行き届いた森林や湿原の炭素貯蔵庫としての機能の維持拡張といった視点を加味して評価したり、木材利用の促進に基づく経済的裏付けのあるバイオマス利用や炭素の社会的ストックを正當に評価したり、過疎地域を「住みたくなる地域」とすることによって都市から地方に人々が移り住むことがもつ脱温暖化効果にも視点を当て、「石油漬けの近代化」からの脱却と連結していくといった、社会技術的アプローチを促進する。

### 1-4-3. 研究開発領域・研究開発プログラムの必要性

昨今の経済状況の悪化を受け、環境と経済の両立は、現在我が国の政策上もっとも重要な課題の一つとなっている。現政権の「新成長戦略」では、グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略が基本方針の一つとして掲げられているが、そこでは、気候変動の問題はもはや要素技術で対応できる範囲を超えており、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和等の総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進するとともに、環境技術・製品の急速な普及拡大を後押しすることが不可欠である、という認識が示されている。

現在我々が直面している環境や経済の問題は、現在の技術体系の部分的な問題ではなく、まさにこの数百年にわたる「近代化」と、この50年間に石油依存型の大量生産・大量消費社会が世界的に急展開したことがもたらした、現代文明社会の本質にかかわる問題であり、現在と未来のすべての人々の生活にかかわる問題である。気候変動問題の解決に本格的に取り組もうとするとき、従来の化石由来エネルギー中心のエネルギー供給システムと多消費型生活様式の大幅な変革はもはや避けられないだろう。この脱温暖化への取り組みを本格的なものしていくためには、全国の地域における活発な取り組みが不可欠である。幸いにして、脱石油は、多くの場合、コスト削減と矛盾するものではないので、地域を形作る様々な要素（たとえば、資源循環、生態系・生物多様性保全、伝統文化の継承をも含めた総合的な活力のある地域づくり）を、温暖化対策の一環として再定義し、温暖化対策という定量的指標と結合させて進めることも、有効なはずである。さらに、それぞれの地域の風土に合わせた取り組みを促すという意味で、地方分権の推進とのリンクも重要な要素となる。

このような社会システムの変革を伴う壮大な課題に対しては、従来型の、観測・分析・先端要素技術の開発等に重きが置かれた環境保全、温暖化対策のための研究や、環境倫理の鼓吹を中心とした環境活動や環境教育だけでは対応しきれないはずである。科学技術と社会システムのそれぞれを脱温暖化型に変革しながら、活力のある分権型の地域から成る持続的な社会をつくる、ということが現代的な課題の定義と考えられる。このような課題設定を重視し、脱温暖化の研究開発の在り方自体を、技術－社会システムの変革の重要性が広く認識されつつある時代に見合った、より柔軟なものに再編していく必要がある。地域における技術や社会システム要素（行政システムや法制度）を変革し、持続的な技術－社会複合システムを創出する研究開発を、それぞれの地域固有の条件に合わせて進めるといった実践的な研究開発がいま求められている。

このような研究開発を行っていくためには、地域という現場における産学官市民と人文社会科学及び自然科学双方の連携に立脚した研究開発を実施することが、きわめて重要である。科学技術と社会の関係を見直しながら、新たな社会的・公共的価値の創出を目指す社会技術研究開発センターにとって、上記のような性格を有する研究開発課題は極めて重要なものの一つとして位置づけられる。

平成 20 年度から平成 22 年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

<平成 20 年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
I	エコポイント制度を活用したエコサービスビジネスモデルの検証	亀山 秀雄	東京農工大学専門職大学院 技術経営研究科 教授	2 年間 ※2
	環境共生型地域経済連携の設計・計画手法の開発	黒田 昌裕	東北公益文科大学 学長(～H24.3)/科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー/慶應義塾大学名誉教授	3.5 年間 ※3
	地域共同管理空間(ローカル・コモンズ)の包括的再生の技術開発とその理論化	桑子 敏雄	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	5 年間 ※1
	滋賀をモデルとする自然共生社会の将来像とその実現手法	内藤 正明	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター センター長	3.5 年間 ※3
II	小水力を核とした脱温暖化の地域社会形成	駒宮 博男	特定非営利活動法人地域再生機構 理事長	5 年間 ※1
	地域力による脱温暖化と未来の街-桐生の構築	宝田 恭之	群馬大学 理工学研究院 教授	5 年間 ※1
	名古屋発!低炭素型買い物・販売・生産システムの実現	永田 潤子 ※4	大阪市立大学大学院 創造都市研究科 准教授	5 年間 ※1
	中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)』づくり	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監	5 年間 ※1
	東北の風土に根ざした地域分散型エネルギー社会の実現	両角 和夫	東北大学大学院 農学研究科 教授	1.5 年間 ※2

※1 平成 22 年度に中間評価、平成 25 年度に事後評価を実施

※2 平成 22 年度に事後評価を実施

※3 平成 24 年度に事後評価を実施

※4 平成 20 年 10 月～平成 23 年 3 月まで、千頭聡(日本福祉大学 国際福祉開発学部 教授)が研究代表者  
平成 23 年 4 月より、永田潤子(大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授)が研究代表者に就任

<平成 20 年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト企画調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査期間
都市・農村の広域連携による低炭素生活圏モデルの構築	小出 浩平	株式会社ソシオエンジン・アソシエイツ 執行役員	6 ヶ月間
CO <sub>2</sub> Free やまなしの実現と課題研究	鈴木 嘉彦	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授	6 ヶ月間

<平成21年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
I	地域間連携による地域エネルギーと地域ファイナンスの統合的活用政策及びその事業化研究	船橋 晴俊 ※5	法政大学 社会学部 教授/ 法政大学サステナビリティ研究教育機構 機構長	3年間 ※6
II	快適な天然素材住宅の生活と脱温暖化を「森と街」の直接連携で実現する	田中 優 ※7	一般社団法人天然住宅 共同代表	4年間 ※8

※5 平成21年10月～平成24年6月まで、飯田哲也（特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所 所長）が研究代表者

平成24年6月より、船橋晴俊（法政大学社会学部 教授／法政大学サステナビリティ研究教育機構 機構長）が研究代表者に就任

※6 平成24年度に事後評価を実施

※7 平成21年10月～平成22年5月まで、外岡豊（埼玉大学経済学部 教授）が研究代表者

平成22年6月より、田中優（一般社団法人天然住宅 共同代表）が研究代表者に就任

※8 平成25年度に事後評価を実施

<平成21年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト企画調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査期間
宮古島での地域協働型環境モデル都市実現に向けての課題調査	酒井 一人	琉球大学 農学部 教授	6ヶ月間
10歳までの脱温暖化学習プログラムと親子の脱温暖化学習プログラムの素案づくり	佐和 隆光	立命館大学 政策科学研究科 教授	6ヶ月間
バイオマス資源を活用したエネルギー自立型社会の構築を目指して（離島モデル）	田島 順逸	北海道利尻町 町長	6ヶ月間
「森とともに生きる山武」森林共生型社会システム構築に関する調査	中込 秀樹	千葉大学大学院 工学研究科 教授	6ヶ月間
文教活動をてこにした文の京の脱温暖化可能性調査	花木 啓祐	東京大学大学院 工学系研究科 教授	6ヶ月間
エネルギー自立集落を核としたバリオリージョン形成シナリオの構築	三浦 秀一	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 准教授	6ヶ月間
「自転車都市・京都」実現へのプロセスイメージの具体化	山田 章博	有限会社市民空間きょうと 取締役／代表	6ヶ月間



＜平成22年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
I	環境に優しい移動手段による持続可能な中山間地域活性化	大日方 聡夫	特定非営利活動法人まめつてえ鬼無里 理事長	3年間 ※9
	都市部と連携した地域に根ざしたエコサービスビジネスモデルの調査研究	亀山 秀雄	東京農工大学専門職大学院 技術経営研究科 研究科長/教授	2年間 ※10
	環境モデル都市における既存市街地の低炭素化モデル研究	宮崎 昭 ※11	九州国際大学大学院 企業政策研究科 教授	3年間 ※9
II	I/U ターン促進と産業創生のための地域の全員参加による仕組みの開発	島谷 幸宏	九州大学大学院 工学研究院 教授	3年間 ※9
	Bスタイル：地域資源で循環型生活をする定住社会づくり	田内 裕之	独立行政法人森林総合研究所 客員研究員	3年間 ※9
	地域再生型環境エネルギーシステム実装のための広域公共人材育成・活用システムの形成	白石 克孝 ※12	龍谷大学 政策学部 教授	3年間 ※9
	主体的行動の誘発による文の京の脱温暖化	花木 啓祐	東京大学大学院 工学系研究科 教授	3年間 ※9

※9 平成25年度に事後評価を実施

※10 平成24年度に事後評価を実施

※11 平成22年10月～平成23年3月まで、湯浅壘道（九州国際大学法学部 副学長/教授）が研究代表者  
平成23年4月より、宮崎昭（九州国際大学 大学院企業政策研究科 教授）が研究代表者に就任

※12 平成22年10月～平成24年3月まで、富野暉一郎（龍谷大学法学部 教授）が研究代表者  
平成24年4月より、白石克孝（龍谷大学政策学部 教授）が研究代表者に就任

(\*) カテゴリーについて

カテゴリーⅠ：数百万円/年

問題解決のために必要な調査研究などを行い、選択肢の提示、政策提言等をアウトプットとするもの

カテゴリーⅡ：1～3千万円程度/年

問題解決のための技術（システム）・手法の開発と実証を目指すもの

## 1-5. 評価の経緯

### 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域の評価結果の概要

#### (1) 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域・プログラムの研究開発プロジェクトの中間評価（平成23年4月実施）

評価対象の各研究開発プロジェクトについては、中間評価時における研究開発の進捗状況や、研究開発成果の現状、今後の見通し等を中心に、研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等から総合的に判断し、成果が得られている（2課題）・研究計画の部分的修正により成果が得られる見通し（3課題）と評価された。

#### (2) 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域・プログラムの中間評価（平成23年4月実施）

「本研究開発領域・プログラムの目的、構築、運営に関する評価は高い。本評価において指摘された点などを参考に各プロジェクトの更なるマネジメントにより、良好な成果が得られることが期待される」と評価された。

また、今後の領域・プログラムの運営・目標達成等について、以下の助言等があった。

- ・明確な目標提示がされているにも拘わらず、領域全体の中での各研究開発プロジェクトの位置付けや担う役割について、研究開発プロジェクト側に必ずしも十分に理解されていない側面が見受けられた。更なる領域総括及び領域アドバイザーの積極的な介入により、各研究開発プロジェクトの目標達成と、研究開発領域の目標達成について、十分な意思疎通かつ創造的な補完関係形成が必要と思われる。
- ・今後は、領域全体としての成果を明らかにし、研究開発プロジェクト間の共通問題の摘出、行政・政府への意見具申の仕掛けとしてのタスクフォース活動を期待したい。
- ・研究開発領域・プログラムの目標達成に向けて、表面的な成果の提示ではなく、成果に至るまでにいかなる過程を経て、どのような問題を解決しなければならなかったのか、どのような条件で進むのか、CO<sub>2</sub>削減効果とそれに対する費用はどの程度か、ステークホルダー間の連携・協働はいかにすれば実現するのか、といった様々な知見を一般化・理論化し、各専門分野でのレビューを受ける等して洗練する必要があると考える。
- ・研究開発プロジェクトの弱点となっているCO<sub>2</sub>削減量の評価手法、交通システムの扱いについては、タスクフォースでは不十分であり、主体となって方法論開発を行う新たなグループ設定も検討すべきである。
- ・各研究開発プロジェクトに共通する課題を集約し、研究開発プロジェクト側にフィードバックし、プロジェクトが担うべき役割を意識化し、研究開発領域・プログラムの目標に整合する研究開発が推進されることを期待する。

#### (3) 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域・プログラムの研究開発プロジェクトの事後評価

（平成23年4月、平成24年8月、平成25年2月、平成26年1月に実施）

評価対象の各研究開発プロジェクトについては、研究開発目標の達成度、学術的・技術的及び社会的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果（4課題）・一定の成果（6課題）、成果は得られたが限定的（7課題）、あまり成果は得られなかった（1課題）と評価された。

## 1-6. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的方法として、「ピアレビュー」と「アカウントビリティー」の両面から評価を実施することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、「ピアレビュー」、すなわち当該領域・プログラムに係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウントビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

領域評価にあたっては、本評価のために研究開発領域が作成した事後評価用資料（研究開発領域・プログラム活動報告書・非公開）等と、評価委員会における領域総括によるプレゼンテーション・意疑応答・意見交換及び評価委員による意見交換を基に行った。

## 2. 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」 研究開発領域・プログラムの事後評価

### 評価の視点

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域および研究開発プログラムは、平成 20 年度に設置され、平成 25 年度の終了までに全 18 の研究開発プロジェクトにより研究開発が実施された。これらを総じて領域・プログラムの成果があるといえるが、必ずしも、その成果は個々のプロジェクトの成果の良否の足し算だけで評価すべきではない。プロジェクトが一体となったプログラムとしての、目指した目標の適切さ、得られた結果の社会的なインパクト、プログラムの遂行過程で得られた新たな思考やアプローチの提案等を総括して見る必要がある。また、本領域・プログラムの実践研究（アクションリサーチ）的な観点から、当初に設定した枠組みにとらわれることなく、領域が終了する現時点においての社会的意義を踏まえて評価することが妥当と考える。

### 2-1. 研究開発プロジェクトの選考について

研究開発プロジェクトの選考は、領域・プログラムの設定した目標と、目指すべきアプローチとの関係において、堀尾領域総括と領域アドバイザーによる厳正な書類選考、面接選考により行われた。選択基準は多岐にわたるが、領域の一貫した考えのもと、多くの提案の中から戦略性をもって選考されたと思われる。ゆえに、領域としての目標やアプローチの方針がどのようなものであったかをまず評価する必要がある。

研究開発領域設置の背景として述べられている「(1) 環境問題の基軸としての地球温暖化問題の進展」「(2) 社会的物質代謝系の相対的低炭素化と『政策統合』」「(3) 国民的領域の活性化と共-進化<sup>1</sup>の必要性」は重要かつ適切な課題認識である。気候変動問題を、単にエネルギー供給問題としてとらえるのではなく、近代社会全体が石油漬けにあることが課題であるとする広い視点のもとで、「高炭素ロックイン<sup>2</sup>」状態からの脱却には、技術だけでなくその技術が根付く社会変革がいること、そしてこの状況をみたとし、その転換・改革には、問題を為政者・知識層の啓蒙的な「上から目線」でとらえるのではなく、地域の住民をはじめとするステークホルダーの内発的活動の継続が必要であり、研究者もその一員として対話を重ねながら課題を発掘・共有し、それを一緒になって解決してゆく熟議・「共-進化」がなされねばならないとし、それにより、新たな研究開発のアプローチを生み

<sup>1</sup> 「共-進化 (co-evolution)」 : Timothy J. Foxon (2011, 2013) は、変革的改革はマイクロレベルのニッチから生まれるとして、そこに関与するであろうアクターが共に進化していく共-進化 (co-evolution) という要素も含めた、社会-技術的移行 (socio-technical transition) のシナリオの重要性を主張し、イノベーションを後押しする、例えばサプライチェーン、あるいは生産者と消費者の関係性を再構築するような場 (Transition Arena or Action Space) の設定が考えられるべきだとしている。

<sup>2</sup> 技術と経済および制度の一体構造から成り、部分的改善以上の低炭素化の展望を持たない社会システムへのとじこもり。(Unruh, 2000, 20002)  
なお、上記脚注の引用文献については、領域成果報告書「地域が元気になる脱温暖化社会を！」(2014年3月 RISTEX) を参照。(URL: [http://www.ristex.jp/env/01intro/report.html#.U13dS\\_1\\_t8E](http://www.ristex.jp/env/01intro/report.html#.U13dS_1_t8E))

出している。

領域設計にあたっては、長期目標として「2050年の温室効果ガス60～80%削減」という定量的な柱を確保し、「石油漬けの近代の作り直し」を問題設定の軸とした。それにより、特定分野の縦割りの研究を排除し、共通の財産としての技術を工学技術だけでなく社会技術にも広げて、最終的にはこれを地域住民が自立的に地域活性化に活かしてゆくことを目指した。これは、散漫になりちがな「総合的研究」に対して、成果を確実にする枠を適正に設定したものと見える。

領域目標は、「脱温暖化・環境共生」というある面ではやや漠然としているもので、その是非は選ばれたプロジェクトで具現化されるものであるから、プロジェクトの選定は重大である。研究開発の2つの目標には、「地域の現場においてその科学的実証を試みる（実践）」「それらが国内外で有効に活用されるように、一般化、体系化を目指す」「地域の新しい価値や可能性を見出す」「それらの普及方法を開発する」ということが明確に述べられていた。ただし、カテゴリーIとIIの分け方は、結果として判然としなかったと思われる。

領域・プログラム総体としての使命は、そうしたプロジェクトの選択と研究開発を実施する過程で醸成されたものとする。結果として、研究者と問題提供者が一体となって研究し、それが実際社会の転換の動きを推進するという「アクションリサーチ」を進めたことになった。

研究開発プロジェクトの選考にあたっては、低炭素社会化に向けて、脱温暖化戦略に基づく「農山村再生モデル」「地方の中規模都市活性化モデル」「現行のバリュー/サプライチェーンの低炭素化シナリオ」、および「人材育成・教育モデル」の開発という4つの重点項目を設定した。本領域が掲げる「地域に根ざした」と「脱温暖化」とともに満たすような研究プロジェクトはほとんど行われていなかったと思われるので、プロジェクトの選考、そして開始後のマネジメントが困難を極めたことは想像に難くない。その中で、領域全体のミッションを達成するために必要十分なプロジェクトが、対象分野、地域の特性に配慮して、1都、1府、15県に広がりバランス良く選ばれたといえる。ただ、北海道から採択に至るプロジェクト提案がなかったのは残念である。

プロジェクトの選考は、「①目的・目標」から、「②地域に根ざした問題解決（地域・社会への貢献）の視点」「③シナリオの設計」「④研究・実施体制」「⑤終了後の持続性」に至る5項目の評価基準で事前評価が行われ、プロジェクトの実行性としてのチェックはなされていた。テーマの必要性に関する評価は、上記の重点項目の範囲内で領域及び領域総括の判断でなされている。採択時点では、例えば社会改革を日本で進めるためにそのプロジェクトがどれだけの貢献になるかといった「共-進化」の評価視点による選択ではなく、むしろ、研究開発のアプローチの推進可能性（地域住民・研究者の存在）からの選択であったと思われる。草の根的に活動するNPO集団といった感じが否めないものもあるが、今後のオープン・イノベーションの核を作ったと考えれば効果は大きいと考えられる。また、「社会技術の研究開発」が十分に理解されないままにスタートしている場合もあったようであるが、しかしそれは、このような実践研究の研究対象・研究方法がまだ初期的模索段階にあったことからやむを得ないことであろう。

すべてのプロジェクトが領域目標を達成したとは言えないが、おおむね領域の目標に沿

った結果を出している事から、プロジェクトの選択は適切であったと判断する。しかし、プロジェクト中での異分野交流や異なる機関間の連携が進んだかについてはもの足りないところがある。結果として、工学系の研究グループが具体的な成果を出しているといえる。研究が一部ハード技術に及ぶことや、工学自身が「困難を越えてまとめる」仕事であり、領域目標に合っていたためであろう。

## 2-2. 研究開発領域の運営について

研究開発領域全体として、領域総括の強いリーダーシップのもと、アドバイザー、事務局のサポートにより、領域全体の成果へ直接繋がる効果的な運営がなされていた。研究の方向性を出しにくいテーマであるが、領域総括の明確な方針により一定の方向性が出ていることは評価すべきと考える。

アドバイザーボードには、様々な分野および産官学から適切な人材が選ばれており、プロジェクトへの積極的な関与や、異分野連携、アウトリーチ活動など随所にその機能が活かされている。264回もの多頻度のプロジェクトとの個別面談や現地訪問では、領域方針に基づく領域内でのプロジェクトの位置づけの問直しを繰り返し、プロジェクトの取り組み改善への自覚を促し、各プロジェクトを領域目標に適合させ、推進させることに大きく貢献されたと思われる。

プロジェクトに横断的な課題に対して設置された3つのタスクフォース（TF）「地域分散エネルギーTF」「蓄電型地域交通TF」「I/Uターンの人口還流促進TF」は、領域・プログラム全体としての成果創出を図るための相乗効果をもたらしている。

また、年1回のシンポジウムを開催し、領域ミッション、プロジェクトの進捗状況、および緊急性のある社会的課題や必要なアクションの方向を的確に発信している。アウトリーチ活動や研究開発活動を通じて、国内外の学会だけでなく社会の関与者や全国市町村の行政との人的ネットワークも大きく広がり具体的に深まった。プロジェクトを通じて、若手研究者や地域の人々が社会技術の研究開発に直接かかわる契機を提供し、地域にも担い手となる人材を多く輩出できている。研究者グループはいったん形成されると閉じこもりがちになるが、領域合宿や時機を得た活動報告会の開催などでもプロジェクトに刺激をもたらし、活性化に成功している。

領域のマネジメントにおいては、研究代表者の交替を含む体制変更や、プロジェクト期間の短縮が行われたものもあり、「対話と協働」の限界があったと思われる。しかし、このような領域によるプロジェクトへの積極的な関与なしでは領域の目標達成は難しかったと思われる。当初、研究代表者の交替には違和感を持ったものであるが、評価委員会を重ねるに伴い、代表者交替やプロジェクトの中止もやむを得なかったものと理解した。

3人体制の領域事務局の支援も大きく評価したい。幅広く展開したプロジェクトの状況把握や取りまとめに尽力され、プログラムとしての統一性の維持に十分に貢献している。

プロジェクトへの指導は極めて精力的になされ、問題の早期発見と迅速な対処がなされたと思える。特に、本領域が挑戦したのは、これまでの「象牙の塔」型の研究とは異なる社会技術の研究開発の方法であり、地域や社会の現場に密着した作法や分野横断的な協力の喚起、アウトカム創出への強い指導が必要である。研究者側の従来型の研究意識が障

壁になっているし、また住民側も（自治体や制度などの）しがらみから抜けられない状況などが如実に示され、新しい「共-進化」型研究における課題が判明したことそれ自身が大きな成果であるといえる。

これらの領域全体やプロジェクトの活動を通じて、研究者や実務者のマインドを大きく変えるきっかけを作り、うまく運営がなされてきたと評価する。

## 2-3. 研究開発成果の状況について

本研究開発領域の各プロジェクトは、領域・プログラムの目指すところを十分に汲み、それぞれのテーマ・地域で確実に研究開発が進められた。領域目標が現状から比べてかなり高いものであるため、その目標からすれば各プロジェクトの達成水準は必ずしも高いわけでないが、全体としては今後の大きな展開への目途がついた段階であると評価できる。今後、各フィールドでの自立的で持続可能な取り組みへの展開と、地域への浸透、そして他地域への横展開を強力に進めていくことが、本領域の成果をより大きなものとするために必要不可欠である。

18の研究開発プロジェクトの成果にはばらつきがあり、学術レベルからの理論武装もしっかりしていて汎用性に富んだ評価手法を確立できているものもあるが、その地域に独特のもので汎用性に欠ける成果もある。また、地域実装を重視したとはいえ、いわゆる科学的貢献については十分であったとは言えないものもあるが、横展開や一般化のためには、学術的な観点からの検討も重要である。ハード技術や社会的な仕組み・方法論等は多数開発されたが、体系的と言える段階には至っていない。地域事例展開したことを以て「〇〇モデル」とするに留まらず、それぞれの要素をどのようにすれば実質的な温室効果ガス削減効果を上げることに繋げていくかということが重要である。それらの横展開のための継続的な取り組みや、プロジェクト間の情報交換・横連携・相互協力が必要と感じる。

領域・プログラムとしては、タスクフォースを組織してプロジェクト横断的な取り組みが相乗効果を生み、今後の「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」の取り組みへの突破口は見つけられたと考える。それらを考え合わせると、公的資金の投入により国内の広い地域に拠点を築いたといえる。今後その拠点をオープン・イノベーションのプラットフォームとして機能させることにより、持続可能性を維持してゆけば、極めて良質な研究として位置づけられると考える。

現時点では、社会的貢献や科学技術的貢献については、なお十分には顕在化していないものもあるが、領域・プログラム終了後に次第に顕在化していくであろうと考える。その成果による社会への効果を判断するためには、プロジェクトにより形成された基盤（プラットフォームやラウンドテーブル、組織等）が、プロジェクト終了後も関係者による自助努力によって自立的な展開が図られているかも含め、数年後に確認する機会があるとよいのではないか。

本評価委員会では、領域設置当初に設定された評価項目に基づき、研究代表者の報告をもとに各プロジェクトの事後評価を行った。その観点は、目標設定とアプローチ（社会の情勢変化等を踏まえた変更も含む）の適切さ、得られた成果による社会問題の解決への貢

献や社会にもたらした効果・効用またはその可能性、問題解決に資する知見・方法論の創出、実施体制と管理運営、副次的効果、費用対効果等であり、それらを踏まえて得られた成果を総合的に評価したものである。

しかし、このように社会を直接の対象とした実践的研究（**action research**）は、研究自体で社会を動かすことを旨としているので、必ずしも当初に設定した目標に対する達成度や出てきた結果だけを見るのがすべてではなく、研究のプロセスがいかに関社会を変えていったかの「共-進化」も重要な評価ポイントとなる。領域のミッションは、高炭素な社会基盤にロックインされている社会を、地域・コミュニティレベルから確実にかつ持続的に低炭素へと移行させていくための新たな社会技術的アプローチの提示と、地域の現場における実証、そして、それらの成果をとりまとめた領域総体として、これまで連動していなかった取り組みが量的効果のある温暖化対策を形成していく新しい方法論を提示することであり、この「共-進化」の観点は重要である。

本領域では、プログラムを進行する中で、自ら各プロジェクトの成果を検証する「アウトカム指標」を設定し、「アウトカム1：脱温暖化に向けた社会構造の遷移手法（**Transition Approach**）」「アウトカム2：ステークホルダーとの協働と共-進化成果の有無」の観点から自己評価を行っている。

参考までに、以下の表3欄目に本評価委員会による評価の概要を、4欄目に領域総括から示された「共-進化」の観点からの自己評価案を提示する。



「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発プロジェクト（全 18 プロジェクト※）の本評価委員会による事後評価結果と  
研究開発領域による「共-進化」型の観点からの自己評価

（※研究開発期間短縮による終了プロジェクトの事後評価を含む）

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
<p>エコポイント制度を活用したエコサービスビジネスモデルの検証 【カテゴリー I】</p> <p>平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H22.9 (2 年間)</p>	<p>亀山 秀雄</p> <p>東京農工大学 専門職大学院技術経営研究科 教授</p>	<p>■総合評価：成果は得られたものの限定的である。</p> <p>■評価の概要</p> <p>観光地におけるエコポイントの導入の効果分析、脱温暖化に向けた要素技術導入可能性の検証や地域の各関係主体の協働枠組みの形成を行った点から、一定の成果を挙げていると評価できる。しかしながら、エコポイント制度を活用した、観光地「箱根・小田原」における具体的な技術的シナリオと社会的シナリオの提案、ロジックモデルによる地域との合意形成手法の検証について、十分に検証されたとは言い難い。モーダルシフト利用促進、EV・HV の普及促進、排湯利用型ヒートポンプの全面的な普及が、箱根・小田原地区における有効な CO<sub>2</sub> 削減策の中で効果が高いと考えられる施策として挙げられているが、地域全体の交通システムを抜本的に変える、地域に至るまでの旅客の行動を導く、という大きな枠組みの視点からの設計が十分なされていなかった。</p> <p>また、地元観光協会、商店、鉄道会社との話し合いや連携体制等、取組まれていることは評価できるが、CO<sub>2</sub>削減効果に向けて、エコポイントの導入の優位性が明確ではない。</p> <p>旅行時における CO<sub>2</sub>を持続的に削減できるのであれば、本研究が取組まれた意義は大きく、今後、得られた成果を統合し方法論として提示されることを期待する。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原、足柄、箱根の三地域連携による低炭素まちづくり兼低炭素着地型観光の推進役を果たした。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：</p> <p>B (一部、「共-進化」成果が見られる)</p>
<p>環境共生型地域経済連携の設定・計画手法の開発 【カテゴリー I】</p> <p>平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H24.3 (3.5 年間)</p>	<p>黒田 昌裕</p> <p>東北公益文科大学 学長 (H20.6～H24.3) 科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー 慶應義塾大学名誉教授</p>	<p>■総合評価：一定の成果が得られた。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本研究開発プロジェクトが目標とした「脱温暖化の環境保全と地域経済の両立を図るための Evidence-based Policy の構築に向けての手法を開発することについて、「地域間産業連関表」の作成は経済分析・エネルギー分析に有効であり、「環境共生」という多面性のある対象に対し、研究開発の対象地域を山形県に限定しているとはいえ、新しく汎用的にも適用可能性が高い手法を開発しており、一定の成果が得られたと評価する。</p> <p>しかし、地域研究については十分な成果を得たとは言い難く、「地域間産業連関表」を適用して低炭素化の成果を地域経済の面から分析するには至らなかった。それは、「地域間産業連関表」の作成に研究開発の重点が置かれたため、データの整備に時間がかかり事業アイデアに適用してその効果を検証する時間がなかったこと、適用対象となる低炭素地域事業アイデアを十分に練るに至らなかったことに起因している。手法の開発の対象地域とした山形県の 4 地域における産業の効率的な地域分担などの検証も十分ではなかった。</p> <p>研究開発領域の目的の一つは、地域社会の低炭素化度を計ることである。社会の変化度合いを低炭素化の面から定量的に計測し、それを用いて社会変容状況とそのインパクトを明示する手法の開発はきわめて重要である。また、地域の低炭素化の仕組みを提案するとともに、開発した手法でそ</p>	<p>※本プロジェクトは、「共-進化」の視点に基づいた評価枠組みに必ずしも当てはまらないため、検証の対象にしていない。</p>

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
		<p>の効果をさまざまな観点から評価し、手法の有効性を実証することが必要である。今後、省エネ・低炭素化が需要のレベルから進められるとき、こうした地域の状況を確実に捉える手法の開発が領域としても有効な武器になり得るのではないかと。この研究開発成果を「見えやすい評価指標」として、地域における経済と環境の両立を視野に入れた政策を立案し、他地域の合意形成にどのように活かすかについては今後の課題である。</p> <p>2011年の東日本大震災は社会情勢の大変化であったが、この研究期間では現状の記述を取り入れるに留まり、その変化を取り入れた分析には至らなかった。しかし、こうした基礎的な手法を確立することが出来て初めて、変化を取り入れた解析が出来る。本件は今後の課題として残されている。</p>	
<p>地域共同管理空間(ローカル・コモンズ)の包括的再生の技術開発とその理論化 【カテゴリー I】</p> <p>平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H25.9 (5年間)</p>	<p>桑子 敏雄 東京工業大学 大学院 社会理工学研究科 教授</p>	<p>■総合評価：一定の成果が得られた。</p> <p>■評価の概要 本プロジェクトは、地域に根ざした脱温暖化というグローバルな環境問題の解決のために、「ローカル・コモンズの包括的再生の技術開発とその理論化」を行うという中心的な目標に対して実践面で確実に取り組み、成果を上げたとして評価する。特に、「談義」のプロセスを通じた地域での合意形成の技術開発や、「佐渡島加茂湖水系再生研究所(カモケン)」と「ローカル・コモンズ再生研究所(コモンズ研)」という2つの研究所を作って拠点とし、地域での活動の継続を可能としている点が評価される。加茂湖水系再生の実践や、多自然川づくり工法によるCO<sub>2</sub>削減について国土交通省へ提案したことにより「中小河川の技術基準」へ組み込まれたほか、アウトリーチなども活発に行われた。</p> <p>他方、ローカル・コモンズの再生によるCO<sub>2</sub>削減のコンセプトは非常に良いが、現状は天王川自然再生事業による一部のCO<sub>2</sub>排出削減効果にとどまっている。プロジェクト実施による総合的なCO<sub>2</sub>削減効果、更に全島への取り組みを広げた場合の佐渡市全体での効果の分析がされるとよいのではないかと。</p> <p>市民参加型社会合意形成の技術開発等、地域が主体となった自然再生プロジェクトをいかに進めていくかという観点から見れば貴重な実践例であり、豊富な知見が得られたといえる。しかし、CO<sub>2</sub>削減への取り組みは十分とは言えないことや、他へ応用・一般化できるまでの理論構築と体系的普及にまで至っていないことが課題である。</p> <p>本プロジェクトでは、当初、岩首川での小水力導入の難しさから地域の合意形成の社会技術の必要性が明らかになったという経緯がある。明確な目標設定のある温暖化・気候変動対策のためには、「エネルギー・コモンズ論」の哲学と合意形成の社会技術が、小水力発電等の構想の実現に向けた取組体制や技術面での充実に活かされることを期待したい。</p> <p>得られた成果を個別事例や属人的なものにせず、ひな形、モジュール、マニュアル、プロセス、ワークシートなど、あらゆるプロジェクトで活用可能な形にしていきたい。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果： ・平時における(災害復旧では事例あり)多自然工法の導入による河川改修が日本で初めて進められている。</p> <p>■「共-進化」に基づく評価： A+ (大きな「共-進化」成果を上げている)</p>

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
滋賀をモデルとする自然共生社会の将来像とその実現手法 <b>【カテゴリー I】</b>  平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H24.3 (3.5 年間)	内藤 正明  滋賀県琵琶湖環境科学研究センター センター長	<p>■総合評価：十分な成果が得られた。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本研究開発プロジェクトは、領域が意図している地域活性化と低炭素社会化を進めるための手順や方法を確立することに正面から対応し、具現化する研究開発である。地域社会に着実に根を下ろした真の実証型研究開発として、質・量ともに充実し、かつ今後の地域主体の自然共生社会形成に役立つ実践モデルを提供した点は高く評価する。</p> <p>地域社会の伝統と適正技術にもとづく自然共生型地域ビジョンを住民の間で共有し、その中で低炭素化を推進すること、そのためのロードマップを提案する等の目標設定は、領域の意図を十分に反映したものである。特に、地域社会の構築自体が低炭素化の鍵であるという理念は重要で、大きな転換を迎えている世界の向かう道を地域から示す構想となっている。地域に根ざした持続可能な自然共生社会の将来の姿（ビジョン）の共有から、その実現のためのロードマップ（道筋）の提示を経て、その他の地域への技術転用可能な「マニュアル」の作成まで、地域からの発想を実践に移すための構想が明確かつ具体的に計画として設定されていた。</p> <p>ただし、自然共生社会の将来像を描くための汎用性あるツールの開発がまだ十分とは言えない。本プロジェクトの成果の一つとして提示された「地域に根ざした持続可能な社会実現のためのシナリオ作成手法マニュアル」「地域に根ざした持続可能なコミュニティを形成するための実践マニュアル」は、汎用的な方法論を提案するツールとして位置付けられているが、その目的、編集方針が不明確であり、うまく行った例の提示にとどまっており、汎用的に広く活用できる内容となっているとは言い難い。</p> <p>地域主体の自然共生社会形成に役立つ実践モデルを示すことができたという点で、社会的貢献は大きいと評価する。学術的・技術的には、このモデルを相対化すること、つまり、実現の理由や条件を明らかにし、その具体的な方法についてまとめたマニュアルのさらなる改善・整備を行うことが求められる。本プロジェクトの「研究開発実施終了報告書」別添「研究開発成果に基づく政策提言」に示されている内容は賛同に値する提案である。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民代表を集めた地域目線の会議で案を作り産業連関モデルで検討（県所属の研究機関が住民目線での組織力も発揮）。</li> <li>・滋賀県、東近江市への計画・ロードマップへの反映。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：A（ほぼすべてのステークホルダーに「共-進化」成果が見られる）</p>

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
<p>小水力を核とした脱温暖化の地域社会形成 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H25.9 (5 年間)</p>	<p>駒宮 博男 特定非営利活動法人 地域再生機構 理事長</p>	<p>■総合評価：十分な成果が得られた。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトは、日本における小水力の導入・普及に関する総合的な研究であり、実践的な成果も十分に得られている。小水力発電の導入技術、電力利用技術、地域自治再生メカニズムのそれぞれの検討と開発が相互に有機的につながって全体のパッケージとなっている点も評価できる。また、小水力発電導入の阻害要因である法制度的問題の解決のために、「水利ネットワーク懇談会」を設け解決への道を開いた。まだ解決できていない点は多々あるが、小水力発電普及に関する今の技術的・制度的な問題点によく切り込み解決策を提示し、多面的な取り組みで社会的実装の可能性を示した。全国への普及にも取り組んでおり、今後の展開が期待できる。</p> <p>地形が急峻で降水量が多い我が国では、かつては水の流れを様々な動力に用いてきた歴史がある。本プロジェクトは、小水力発電をその継承的創造として位置付けることで、可能な限りのエネルギーの地産地消を住民がイメージ化できるところまで持ってきている。それは、地域に賦存する様々な自然エネルギーに住民が目を向ける契機ともなるであろう。</p> <p>地域が主体的に解決能力を発揮できる仕組みの構築に向けて、発電技術のみならず、法的制度の改正に向けた重要な手がかりを具体的に提示しており、まさに社会技術開発の典型的な事例として評価することができる。</p> <p>小水力発電を促進するための手引きや、売電に頼らない仕組み作りなどは今後大いに役に立つ可能性がある。小水力普及のための諸課題にある程度の解答を与えており、再生可能エネルギーへの期待が高まる中で、技術面でも制度改革面でもインパクトを与えつつある。超小水力の活用による教育効果も期待できる。未だ十分な評価がなされていない小水力発電について、今後、コスト比較や他地域のポテンシャルについての研究に広がることを期待したい。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力関係省庁の横断的会合を組織した結果、今日の規制緩和・政策統合等の機運を高め、人的つながりを形成した。</li> <li>・岐阜県郡上市石徹白という重要な地域拠点に注目した（成果としてはなお十分ではないが）。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：B (一部、「共-進化」成果が見られる)</p>

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
<p>地域力による脱温暖化と未来の街 - 桐生の構築 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H25.9 (5 年間)</p>	<p>宝田 恭之</p> <p>群馬大学 理工学研究院 教授</p>	<p>■総合評価：一定の成果が得られた。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトの目標は、地域の伝統や資源を活用し、徒歩や自転車、公共交通による暮らしやすい低炭素都市機能を実現することであり、低炭素型の交通インフラを整備し、コンパクトな低炭素型市街地の提案と低炭素型の街づくりを下支えする経済基盤整備を通じて、大幅な CO<sub>2</sub> 削減を目指した。</p> <p>本プロジェクトは、桐生市において低炭素化への取り組みを全市挙げて行い、それより地域力の向上と活性化へと繋げるという理想的な取り組みの創出が、大学の全面的な支援によって推進された。大学がアクションリサーチの主体としての役割を果たした産官学民連携による地域活性化の実証例として評価できる。本プロジェクトを機に、環境未来都市に向けて行政や市民との協働が進んだこと、市に環境政策課ができたこと、地元企業クラスターが EV 製作に関与したこと、観光地域へ導入されたことなど、交通を軸とした地域活性へのインパクトが大きいことも評価できる。脱温暖化・地方都市活性化の見本となり得るが、その他の都市への展開方策が示されるとよいと考える。他の中規模地方都市への水平展開の方法論を示し、本プロジェクトの成果を手引書やガイドライン等にすることを期待する。</p> <p>地方中核都市の地域の産業・誇りの再生と CO<sub>2</sub> 削減を結び付けようとする視点はよく、そのための様々な努力は評価できる。しかし一方で、内容は CO<sub>2</sub> 削減を掲げた地域力強化に留まっている感が強く、本来の目的である CO<sub>2</sub> 削減への実効性のある計画的な取り組みが不足しており、かつ本プロジェクトによる結果をフィードバックして評価するという部分が弱かったように思われる。地域が自覚し、変化していくには時間的な問題もあると思われるが、本研究開発の枠組みとしては、主体形成に向けた機能だけでなく CO<sub>2</sub> 削減効果を目指すことこそ重要であろう。</p> <p>大学も含め、地域が脱温暖化の取り組みに活発に参画することを通じて、地域が活性化するための一般的な方策が提示されれば、広く社会問題の解決に貢献できると思われる。</p> <p>スローモビリティ導入に関しては、様々な角度からの検討を行った上で実装にまで至っている点で大いに評価できる。一方、それがハイパーモータリゼーション地域における交通部門環境負荷削減に効果的かどうかの検証は十分ではない。国土交通省の環境行動計画等においてもスローモビリティ導入を施策として位置づけていないことを考えれば、本研究の成果をもとに、低炭素型交通・都市システムを実現するための効果的なツールとなりうる可能性の更なる検討が強く期待される。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトをきっかけに、それまで低炭素に動きの遅かった市の姿勢・体制自体も低炭素化推進へと進化させていくに至った。</li> <li>多様なステークホルダー連動のつなぎ役として市と大学の連携が奏功。</li> <li>県教委、FM局等との連携での虫の声を聞く脱温暖化行動の成功、市との連携による造園業や各種団体の協働で行われた「垣」プロジェクトなど、組織力・動員力の高い手法の開発で成果。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価： A+ (大きな「共-進化」成果を上げている)</p>

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
<p>名古屋発！低炭素型買い物・販売・生産システムの実現 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H25.9 (5 年間)</p>	<p>永田 潤子</p> <p>大阪市立大学 大学院 創造都市研究科 准教授</p>	<p>■総合評価：成果は得られたが限定的である。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトは、「買いもの」に焦点を当て、消費者、流通販売者、生産者の相互学習プラットフォームを構築し、バリューチェーン全体の低炭素社会へのシフトを目指した。消費者と流通販売者が対話するプラットフォームとして「リサーチャーズクラブ」を構築し、百貨店やスーパーでの社会実験を通して研究開発を行ったことは評価できる。しかしながら、当初目標で期待されていた、生産・流通・消費という流れ全体を見直すというスコープは極めて大きいものであったことから、まず店舗における顧客参加型の検討に基づく販売方法変更というマーケティング手法の有効性に研究の重点を置くこととした。そのための体制変更を行ったことについては前向きな変更であると評価する。ただしその結果として、生産者へのアプローチは、消費者と生産者との対話のプラットフォームとして Facebook ページを構築したことにとどまり、十分とはいえない。従来の消費者調査から進んで、商品選択という行動の場に入り込んで供給者との情報交換の有効性を確認しているが、その範囲での実績と結果にとどまり、手法の他分野への拡がり十分ではない。消費者行動変容がどれだけの CO<sub>2</sub> 削減につながるかの定量化についても十分ではなく、問題発掘の後、ギャップを埋める手段の提案、企業の事業活動を CO<sub>2</sub> 削減に結びつけるためのさらなる実践が必要であったと考える。2050 年までに消費者の行動変容によるバリューチェーン全体での CO<sub>2</sub> 80%削減という本プロジェクトの目標に対する研究開発としては不十分である。</p> <p>平成 23 年度に研究代表者が交替し、現研究代表者による研究活動は実質約 3 年間であり、時間の制約から研究不足、実証不足もあると思われる。研究開発の前半と後半の連続性があれば、もう少し大きな成果が得られたのではないかとも思われる。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者、流通・販売者の間の、エコ商品に対する両者のギャップを埋める「気づき」が生まれ、ユニーでの継続的取り組みにもつながっている。</li> <li>・全国百貨店協会等からも注目され、普及の兆し。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価： A+ (大きな「共-進化」成果を上げている)</p>

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
<p>中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)』づくり 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H25.9 (5 年間)</p>	<p>藤山 浩</p> <p>島根県中山間地域研究センター 研究統括監</p>	<p>■総合評価：成果は得られたが限定的である。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトは、集中型国土構造からの大胆な転換、すなわち都市への人口集中を田園回帰に転換することで、グローバルな課題としての「脱温暖化・環境共生」を中山間地域の「活力ある地域づくり」の積極的な推進により実現しようとするものである。その発想は大胆であり、2050 年に全国の中山間地域人口を 5444 万人にすることを想定したマクロ的な試算がなされている。</p> <p>全国中山間地域の 1 万分の 1 モデル地区として島根県弥栄自治区に入り込み、そこを実験フィールドとして、人口還流のための手立て、持続可能性の追求、そして全国展開時の日本の姿、低炭素社会を描き出そうとしている。しかし、全国の中山間地域すべてが弥栄自治区のように自律性を発揮する力があるわけではないし、構造はすべて違うため、種々のデータの代表性やシナリオの実現可能性、取り上げた要因の範囲などへの疑問が残る。人口還流が脱温暖化に繋がるという図式ながら、人口還流の実際の進め方への考察や分析が欠けており、数字のシミュレーションと「地元学」による個別の事例づくりだけでは、研究開発としての成果は十分に生み出せているとはいえないのではないか。</p> <p>中山間地域の活性化についての実践的研究としては大いに評価でき、他地域でも参考になると言える。「地元学」の展開として、弥栄地域の研究はしっかりデータを取って事例調査を行っており興味深い。様々な取り組みを総花的にまとめたことに留まっており、他地域との比較のような客観性をもった研究や方法論の体系化にまでは至っていない。</p> <p>移住した人々にとっても仕事があり、地域内で経済が循環し地域が経済的に自立できる道筋がないと、人口還流の実現は難しいと思われる。しかし、本プロジェクトで取り組まれた「『小規模・分散性』に根ざした生業づくり」の様々な活動は、ボランティア活動の域を出ないものが多いように思われる。例えば、弥栄地区の「地域林業モデル」は本プロジェクトの結果として活動が発展したと報告されているが、どのようにして生業として地域の持続可能な発展に貢献するかということが重要であろう。</p> <p>地域住民を主体とした手法開発は「郷づくり事務所」や「パートナーエリア」等の実践で成果を生みつつあるが、これらの成果が全国 5000 万人の人口還流と大幅な CO<sub>2</sub> 削減という大きな構想に結び付けられるかどうかの研究開発としては説得力に欠ける。本プロジェクトで雇用された現地住民み込みの研究員により様々な活動がされたが、現時点では構想が実際に動いていないものもあり、事業化や実装の効果を検証するには、プロジェクトが終了した後のさらなる展開を見る必要がある。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政により本プロジェクトの「つながり定住」概念が取り入れられた。</li> <li>・住民による主体的活動が追お年寄りまで巻き込んで多数の集落で発現した。</li> <li>・集落自治会レベルでも人口受け入れ戦略が議論された。</li> <li>・弥栄地区住民と市の市街地の団地住民との協力による軽トラ市が成功。</li> <li>・本プロジェクト代表機関である「中山間地域研究センター」が地域主体形成重視の姿勢に脱皮。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：A (ほぼすべてのステークホルダーに「共-進化」成果が見られる)</p>

研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
東北の風土に根ざした地域分散型 エネルギー社会の実現 【カテゴリー I】  平成 20 年度採択 研究開発期間：H20.10～H22.3 (1.5 年間)	両角 和夫  東北大学大学院 農学研究科 教授	<p>■総合評価：あまり成果は得られなかった。</p> <p>■評価の概要</p> <p>「地域分散型エネルギー社会」について、全体的枠組みが不明確であり、エコミュゼを作り、社会にカルチャーショックを与えるというアプローチでは、得られた成果や効果を学術的に検証することは難しく、目標へのアプローチ方法は適切ではない。研究計画の見直しにより、大井沢地区におけるエコミュゼ実現に向けて、地域内の生活基本調査、自然生態系調査、自然環境教育、CO<sub>2</sub>削減の可能性がなされ、資源分布の実態の把握がされ、検討すべき課題が抽出されたことは認められるものの、エコミュゼとCO<sub>2</sub>削減との関係については不明確であった。</p> <p>また、研究実施体制においても、研究実施者が多人数となっており、現場での実践的な取組みを行える体制とは言い難く、グループを階層的に構築し、役割分担や連携等について、実効性が発揮できる体制に変更する必要がある。</p> <p>限界集落をどうするのか、という社会問題は重要であり、脱温暖化と組合せたソリューションが得られれば、大きな貢献である。本プロジェクト終了後も、対象地域において研究が継続されており、今後の成果に期待したい。</p>	—
地域間連携による地域エネルギーと地域ファイナンスの統合的 活用政策及びその事業化研究 【カテゴリー I】  平成 21 年度採択 研究開発期間：H21.10～H24.9 (3 年間)	船橋 晴俊  法政大学 社会 学部 教授 法政大学サステ イナビリティ研 究教育機構 機構長	<p>■総合評価：成果は得られたものの限定的である。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本研究開発プロジェクトの目的は、「エネルギー消費地」としての都市と「再生可能エネルギー生産地」としての地域の特徴を相補的に生かし、都市の再生可能エネルギー需要の拡大に連動させて、地域マネーを活用した再生可能エネルギー供給の拡大により、都市における大幅なCO<sub>2</sub>削減と地域経済の活性化・雇用拡大を同時に達成する新たな政策とその事業化モデルを開発することであった。</p> <p>地域に根ざした再生可能エネルギー普及に関する本プロジェクトの問題設定は適切であったと考える。もともと必要とされながら顕在化しなかった研究分野であり、特に東日本大震災後に蓄積された知識をタイムリーに活用した研究開発である。各種再生可能エネルギーの既存のポテンシャルマップを実装の観点から加工したことや、公益インフラとして提示したことなどの成果が得られたと考える。</p> <p>「統合事業化モデル」の秋田県における実践への適応は評価できる。しかしながら、「再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT)」施行の条件の下でさらにこのシステム全体を実効性のあるものとするような事業化ができる方法論や、電気の買取価格が低くなってもできるか否か等の検討が不足していたように思われる。また、今後「取り組み態勢確立の五ステップモデル」の第5ステップの成功事例があれば、本研究開発成果の水平展開がより進展すると思われる。</p> <p>本研究開発の実施体制や、各調査グループの進捗状況の確認や連携について十分でなかったと思われる。最終年度に研究代表者が交代したこともあり、研究開発の統括が十分にできていなかったのではないかとと思われる。</p>	※本プロジェクトは、「共-進化」 の視点に基づいた評価枠組み に必ずしも当てはまらないた め、検証の対象にしていない。



研究開発プロジェクト (カテゴリー、研究開発期間等)	研究代表者 所属・職名	本評価委員会による評価の概要 (プロジェクト事後評価報告書の「総合評価」より抜粋)	研究開発領域の「共-進化」型 の観点からの自己評価
		<p>学術的・技術的な貢献については、あまり新規性は認められず、今後これがさらに発展する可能性はあるが、社会的貢献としては現段階では限定的である。今後、次のステップへと進めなければ、実社会への貢献とはなりにくいであろうと考える。</p>	
<p>快適な天然素材住宅の生活と脱温暖化を「森と街」の直接連携で実現する 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 21 年度採択 研究開発期間：H21.10～H25.9 (4 年間)</p>	<p>田中 優 一般社団法人天然住宅 共同代表</p>	<p>■総合評価：一定の成果が得られた。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトは、森と街を直接連携することで、国産木材の天然素材住宅を建設し、国内の林産地の復活を図り、輸送・建設・建替え時の CO<sub>2</sub>を減らすとともに、木材による CO<sub>2</sub>の固定を企図した。</p> <p>木材、特に国産材の複雑な流通経路の合理化、短絡化、国産材住宅、長寿命住宅については個々に様々な多くの取り組みがすでに存在するが、各技術開発をうまく結びつけ、低炭素性と市場性を担保した「一気通貫型木材流通システム」として理論的に挑戦し、実践を試みていることは評価できる。それを実社会に普及させるための「森街住宅認証」などの制度も提案している。LCCO<sub>2</sub>による CO<sub>2</sub> 排出削減シナリオは、一部に不完全な部分はあるが、住宅建築や居住に関する成果として評価できる。</p> <p>実際にビジネスモデルとして収支が取れ、助成金や補助金なしで木材供給地としての中山間地域と都市を直接垂直連携するモデルを開発したこと、しかも詳細な調査と、本領域が目指す社会技術開発における学問の枠を超えた地域での文理融合での取り組みは評価に値する。ただし、これらの垂直的統合はいわゆる業者・産業レベルのものであり、他の多くのプロジェクトが苦闘しながら取り組んでいる地域社会の合意形成問題については、業者・産業を超えた総体としての地域社会での社会技術開発としてどのように取り組んでいくべきであろうか。その意味では、「気仙大工集団」に関する地域分析を今後進めていかなければ、「森街住宅認証」「住宅建築実践ガイド」「住まい方アドバイス」を超えることにはならない。</p> <p>一般的にやや細切れ、継ぎ合わせ的な研究開発となっているようにも思われ、領域が意図した森林・木造住宅一連連携の実現への明確な方策の提案はなされていないのではないかと懸念する。各テーマの研究成果を総合的に活かす一気通貫推進のラウンドテーブル、全国普及するためのプラットフォームの設立は緒に就いたところであり、森林・木造住宅一連連携の実現と具体的な普及はこれからの課題であろう。総合的・理論的に評価できるが、実践には解決すべき課題があり、今後「森と街をつなぐプラットフォーム」の具現化と推進に期待したい。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果： ・一気通貫による山-町連携の広がり。 ・天然素材住宅の優位性の工学的・木材学的実証。</p> <p>■「共-進化」に基づく評価：B (一部、「共-進化」成果が見られる)</p>

<p>環境に優しい移動手段による持続可能な中山間地域活性化 【カテゴリー I】</p> <p>平成 22 年度採択 研究開発期間：H22.10～H25.9 (3 年間)</p>	<p>大日方 聡夫 特定非営利活動法人まめつてえ 鬼無里 理事長</p>	<p>■総合評価：成果は得られたが限定的である。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトの当初目標は、「長野市鬼無里地区の地域資源を大切に活用し、豊かな社会を次世代に引き渡すためのシナリオを構築する。地元 NPO と住民が主体となり、交通・観光関連部門へのシステムの効率化と自然エネルギーの活用を通じた、脱 CO<sub>2</sub> 型交通システム（環境に優しい移動手段）と経済活性化のあり方を検証する。」であった。その後、2 回の改訂を経て「長野市鬼無里地区の地元 NPO と住民が中心となり、平成の大合併後の中山間地域を活性化するために、地元の豊かな自然と自然エネルギーに基づく持続可能な低炭素地域社会実現のための社会技術シナリオを構築する」ことに目標が変更された。</p> <p>カテゴリー I の研究として、さまざまな試みから平成大合併の課題を掘り起こしていったことを評価するが、学術的・技術的な面からの成果は物足りない。鬼無里地区において地域活性化のための人や組織が育つことには貢献があり、研究代表者の取組姿勢、情熱には感銘を受ける。プロジェクトとしては的が定まらなかったが、研究の後期になって本質的課題が見えてきた。特に、プロジェクト名にある「移動」については、過疎地の移動手段確保は重要課題であるが、「脱 CO<sub>2</sub> 型交通システムの構築」についてはほとんど成果が得られておらず、方策の方向性さえ見いだされていないのが残念である。仮説の段階にとどまっている他の内容についても現段階では地域での推進は未知数である。</p> <p>自然エネルギー（小水力発電）による電力を FIT 活用で売って得た収入で地域ガバナンスの再生を図る「鬼無里モデル」の発想は面白いが、薪の使用や自然エネルギー発電により各戸あたりの石油エネルギーにかかる費用が域外に流出することを防ぐことができ、地域経済にプラスになることを示す方が、住民の自覚のもとでのガバナンス再生には効果的と考える。目指すべきは、エネルギーの地域経済循環性を高めることにある。電力を売るというよりは、第一義的には外部から買わないという原則を持つ必要がある。それはローカル電力が不要な市場競争に巻き込まれないようにすることであり、ローカル・コモンズの基本でもある。地域環境をいかに保全し、それがいかなる持続可能性をもたらすのかに関心を持たなければならない。</p> <p>薪ステーション LLP（有限責任事業組合）も本プロジェクトの重要な柱であるが、具体的な事業計画を立案し、LLP にとっても住民にとっても長期的に経済性があり、CO<sub>2</sub> 削減効果もあるモデルとして示す必要があると考える。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の鬼無里活動が住民を結びつける場となった。</li> <li>・住民のなかに「住民自治協議会の改革が重要だ」という気づき生まれ、住民自らがその立て直しに動いている。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：A (ほぼすべてのステークホルダーに「共-進化」成果が見られる)</p>
--	--	--	--

<p>都市と連携した地域に根ざしたエコサービスビジネスモデルの調査研究 【カテゴリーⅠ】</p> <p>平成 22 年度採択 研究開発期間：H22.10～H24.9 (2 年間)</p>	<p>亀山 秀雄</p> <p>東京農工大学 専門職大学院 技術経営研究科 研究科長／教授</p>	<p>■総合評価：成果は得られたものの限定的である。</p> <p>■評価の概要</p> <p>日本の抱える 2 つの大きな課題である地域活性化と産業の CO<sub>2</sub>排出量の削減について、観光を対象にその両立を目指してプロジェクトを実施し、実際に箱根・小田原・足柄地域での地域再生の方法を具体的に提案したことは評価できる。低炭素化時代における大都市と連携した地域の観光振興というテーマ選定の視点はユニークといえるが、それを踏まえた新たな知見や提案が十分に生まれたとはいえず、研究の深みが不足し社会的・学術的貢献は限定的である。研究開発全体として目指す地域のビジョンと研究開発のアウトプットのイメージが描ききれておらず、今ある材料を整理・解釈したフレームワークの提示に留まっている。例えば、都市部と近郊観光地の連携という観点からは、当該地域までの来訪者の交通手段を自動車利用から鉄道利用へ転換することなどは観光の低炭素化には効果的であるはずだが、CO<sub>2</sub>削減のポテンシャルが大きい交通に関して、先行プロジェクトで提案された課題に対して具体的にどう推進するかの研究がほとんど行われておらず、削減効果の小さい部分に研究開発の対象が分散したことは残念である。地域の旅館業や住民の低炭素化行動が重要であるにもかかわらず、そこへの切り込みはなされていない。その地域が「CO<sub>2</sub>削減」という目標を選択する可能性が示されないまま、これを目標に地域活性化を検討することには無理があり、また、メジャー観光地固有の資源・特性を活かした CO<sub>2</sub>削減を伴う地域活性化が提示されていない点においても、成果は限定的であると判断される。</p> <p>調査・分析された「中間システム」プラットフォームについては、「小田原・足柄異業種勉強会（おだあし研究会）の解説に留まっており、さらにその機能を強化して動けるものにするためにはどのようなステークホルダーが必須なのかの分析と提案まで行って欲しかった。</p> <p>また、都市と地域を結ぶ方法として、ボランティア・ツーリズム やスマートフォンを利用したアプリケーションの開発等、都市の若者層が積極的に参加できるような仕掛け作りを検討しているが、このような仕組みが継続的に機能し、実際に地域活性化に繋がるものかどうかについてはやや疑問が残る。自治体や企業が本プロジェクトの仕組みに賛同し、実際に協力してもらえるかについても不明であり、本プロジェクトが目標とした「ありたい姿」を実現するための課題はまだ多く残っているといえる。</p> <p>ただ、CO<sub>2</sub>削減に伴った地域活性化のためのエコサービスのビジネス化に大きく貢献するために起業を志す人材を創出したことは、今後の展開の初めの一步を築くことができたことと評価できたと評価できる。今後、持続可能なビジネスモデル化を進めるにあたっては、キャッシュフローを明確にしながらか経済的効果も検証することが望まれる。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果： ・小田原、足柄、箱根の三地域連携による低炭素まちづくり兼低炭素着地型観光の推進役を果たした。</p> <p>■「共-進化」に基づく評価：B (一部、「共-進化」成果が見られる)</p>
---	---	--	--

<p>環境モデル都市における既存市街地の低炭素化モデル研究 【カテゴリーⅠ】</p> <p>平成 22 年度採択 研究開発期間：H22.10～H25.9 (3 年間)</p>	<p>宮崎 昭</p> <p>九州国際大学 大学院企業政策 研究科 教授</p>	<p>■総合評価：成果は得られたが限定的である。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトのテーマは「環境モデル都市における既存市街地の低炭素モデル化研究」であり、2050 年の低炭素・活性化シナリオを北九州市八幡東区において実現するために、市民・住民による内発的なエアーマネジメントによる都市再生に関する手法の研究開発を行った。</p> <p>対象地域の選定は当を得ており、そこでの取り組みによって住民の意識変化を呼び起こすことはある程度できたものの、それがどのように他に展開しうるか、またそのメカニズムやトリガーは何なのかといった点が不明確なままである。また高齢・衰退地域での住民参加まちづくりの一試みという段階を脱しておらず、成果についての再整理が必要であると考え。 「環境モデル都市における」研究開発であるなら、環境モデル都市での様々な取り組みとの連動や情報交換がないと期待される効果は得られないのではないかと。古い街が新しい都市と一緒にあってどのようなことができるのかといった、他の取り組みとのシナジー効果の観点があり見られないのが残念である。「ローカルメタコンテンツ」や「エアーマネジメント」等のキーワードも概念や内容がよく練られていないと思われる。</p> <p>低炭素化の視点から定住化できる街づくりを目指す研究目標は評価できるが、衰退しつつある工業都市の再生と CO<sub>2</sub> 削減を結び付ける研究開発には至っておらず、点としての住居の分析に留まり、街全体の面としての低炭素化の提案が達成されているとはいえない。また、地域小規模産業の活性化の提案も十分とはいえない。</p> <p>社会的には問題を十分にとらえきられておらず、学術的にも普遍的で応用できる結果は多くないと思われる。現段階では他への展開を図ることが難しいが、社会的動因となる「ローカルメタコンテンツ」の概念や、「エアーマネジメント」の具体化を期待したい。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼミナール・シンポジウム等を通じた住民の巻き込みにより、住民主体のNPO設立へ。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：</p> <p>B (一部、「共-進化」成果が見られる)</p>
<p>I/U ターンの促進と産業創生のための地域の全員参加による仕組みの開発 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 22 年度採択 研究開発期間：H22.10～H25.9 (3 年間)</p>	<p>島谷 幸宏</p> <p>九州大学大学院 工学研究院 教授</p>	<p>■総合評価：十分な成果が得られた。</p> <p>■評価の概要</p> <p>人口還流を実現するための中山間地域におけるガバナンス、自然エネルギー活用、産業創生、合意形成といった様々な要素に関する研究を地域での実証とともに進めたことは高く評価できる。社会的貢献を目に見える形で示すことは容易ではないが、全国的な CO<sub>2</sub> 削減推算と、研究フィールドである宮崎県五ヶ瀬町でのキーパーソン 100 人を含む 500 人の住民への課題の聞き込みによる地域資源の発掘、小水力設置に伴う課題の実践的抽出など、自然エネルギー導入による地域活性化、CO<sub>2</sub> 削減に結び付ける取り組みの提案と実践により、困難な取り組みに成果を上げている。特に、産業創生を中心とした中山間地域再生の全体シナリオを詳細に提示できた点や、「全員参加」による地域自らの取り組みの進め方を示した点は非常に有用であると考え。</p> <p>対象地域である五ヶ瀬町は全国でも一般的な中山間地域であり、本研究の知見や実践を各地で応用できる可能性がある。「全員参加」の移転は容易ではないので、成立可能性や方法論についてどう一般化し、他に移転しうるかが今後問われることであろう。</p> <p>また、大震災時の被災地からの人口還流の受け皿に関する取り組みに本プロジェクトの成果を活かせると考え。地球温暖化による渇水、洪水対策として森林資源を保全し、利活用することは重</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五ヶ瀬の4つの地域にくまなく友達を作り4地域の横のつながりも形成した。</li> <li>・地域女性による主体的活動の発現。</li> <li>・五ヶ瀬自然エネルギー研究所が設立され、地域企業設立に向けた準備が進行中。</li> <li>・安価なペルトン水車の試作。</li> <li>・地域住民による小水力発電機試作支援。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：</p> <p>A+ (大きな「共-進化」成果を上げている)</p>

		<p>要な課題であり、本プロジェクトの次のステップとして取り組まれることが望まれる。国土形成計画にどのように反映されるのかを期待したい。</p>	
<p>B スタイル：地域資源で循環型生活をする定住社会づくり 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 22 年度採択 研究開発期間：H22.10～H25.9 (3 年間)</p>	<p>田内 裕之 独立行政法人 森林総合研究所 客員研究員</p>	<p>■総合評価：一定の成果が得られた。</p> <p>■評価の概要 高知県仁淀川町という中山間地域において、生業やエネルギー循環の創造を通じて新たなライフスタイルを提案し、人口定着と低炭素化をもたらすというモデルの提示ができており、理念と実践力に基づくよい成果が出ていることは高く評価できる。地域での綿密な百業調査、経営モデルの分析、地域自然エネルギー調査や、近隣地域との「お試し定住」プラン等の多様な活動に加え、自伐林業推進に関する経済面からの自立可能性を見据えた政策への提言などの積極的な姿勢も評価できる。</p> <p>しかし、プロジェクト全体としては自伐林業の取り組みが突出しており、それに比べて、重要な百業生活の他の取り組みが遅れており、「地域資源で循環型生活をする定住社会づくり」「B スタイル」の達成への道すじが見えにくい。自伐林業を軸とした「B スタイル」による定住社会の提案は、対象とした高知県仁淀川町では成り立つと思われるが、社会技術として他地域へも適用・展開するためには、地域の森林・自然資源や人員などの状況の違いによって、これらの取り組みがどのように調整されれば他へ移転できるかについてさらに検討が必要と思われる。例えば、森林樹種や地域による栽培可能な農産物の違い、山や川などの自然や資源の違い、そこに住む人々の暮らし方など、さまざま異なる条件があるが、その条件に応じて「自伐林業を軸とした B スタイル」はどのような他地域でもできるのかといった検討もされるとよい。マクロとして国全体へのインパクトがどの程度あるかについては現時点では不明であるが、人口定着や量的な CO<sub>2</sub> 削減効果については精査が必要であり、人口還流にまで至るかどうかについても、もう少し客観的な評価が必要と考える。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果： ・地域住民による主体的活動の発現（行政の変化は兆し程度）。 ・自伐林業の全国への波及。 ・評判の良いホームページ。 ・大槌町で、林業活性化。</p> <p>■「共-進化」に基づく評価：B（一部、「共-進化」成果が見られる）</p>
<p>地域再生型環境エネルギーシステム実装のための広域公共人材育成・活用システムの形成 【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 22 年度採択 研究開発期間：H22.10～H25.9 (3 年間)</p>	<p>白石 克孝 龍谷大学 政策 学部 教授</p>	<p>■総合評価：一定の成果が得られた。</p> <p>■評価の概要 本プロジェクトの最終的な研究開発目標は、①人材育成と地域再生型環境エネルギー利用を結び付けたプログラムの開発、②再生可能エネルギー利用が、「収奪」型ではなく地域再生型の再生可能エネルギー利用となることを目指しながら、人材の育成のための研修サイクルを確立・構築することであった。</p> <p>再生可能エネルギー活用、地域活性化、合意形成、いずれをとっても難しい課題であるが、本プロジェクトは、それを担える人材を育成しネットワーク化するという課題に取り組んだ貴重な研究であった。精力的に活動し、再生可能エネルギー普及のための人材育成の意義を確認し、中核的な研修塾で知識体系化を行い、各地でのワークショップを通じた知識普及により地域での導入可能性を高めていることは評価できる。ネットワーク化に着目した人材育成をプログラム化したこと、「再生可能エネルギー条例」を教育の対象とし、条例制定の過去を学べる場を作ったことは成果としてあげられる。学術的というより、専門的な知見の実行に向けた知識体系を作ってきているという点、</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果： ・受講生と地域が連携した具体的プロジェクト提案や実施。条例実装自治体の波及、人的で政策的なネットワークの形成。 ・環境自治体ネットワークと連携した「地域自然エネルギー基本条例」制定。 ・復興支援塾による被災地支援方法の地域目線化。</p> <p>■「共-進化」に基づく評価：A（ほぼすべてのステークホル</p>

		<p>さらに、小水力発電の事業化の方法論を開発し、人材育成プログラムに活かしたことも評価できる。</p> <p>また、本プロジェクト代表者らにより設立した非営利株式会社「PLUSSOCIAL」は一つの成功例であり、その事業モデル構築は、出資者を増やすことにより大きな社会的効果・効用をもたらすことが期待できる。</p> <p>このようなプロジェクトについては、3年間で明確なアウトカムを得ることは難しいと思われるが、今後、取り組みを継続して進めることによって大いに社会への効果・効用が期待できる。ここで育った人材をいかに地域の活動に結び付けるかについて、さらなる考察が望まれる。</p>	<p>ダーに「共-進化」成果が見られる)</p>
<p>主体的行動の誘発による文の京の脱温暖化</p> <p>【カテゴリーⅡ】</p> <p>平成 22 年度採択 研究開発期間：H22.10～H25.9 (3 年間)</p>	<p>花木 啓祐</p> <p>東京大学大学院工学系研究科教授</p>	<p>■総合評価：十分な成果が得られた。</p> <p>■評価の概要</p> <p>本プロジェクトは、環境対策が先進的ではない地域において、地域が主体的に脱温暖化行動に取り組む潮流をつくりだすために、行政と市民をつなぐセンターを設置し、保育園・幼稚園および小中学校を中心とした脱温暖化学習や地域団体や市民イベント等を通じて、子どもとその家庭に波及させ、そこでの取り組みを通じて地域に拡大することで「脱温暖化・環境共生」を実現していこうとするものである。またこうした取り組みを通じて大都市における地域コミュニティでの交流や世代間の交流を進めることで、「活力ある地域づくり」を実現しようとするものである。</p> <p>中央集権化された政策過程では、環境問題のように地域的な要因を総合して見なければならぬ資源の管理は分断され無責任になりやすい。本プロジェクトが実施された文京区でも、環境教育の取り扱いで分断のような問題が末端で存在する。そのような課題を解決するために、学校をつなぎ、市民と行政をつないでいった本研究活動は、今日的な大学の意義として学術的にも社会的にも評価されるものである。「文の京知恵の実現センター」を活用し、様々な地域活動により、点としての脱温暖化行動を面としての地域全体の活動に広げ、脱温暖化潮流を形成するモデルケースを作った。様々なアプローチにより対象地域の脱温暖化に対するマインドを高め、担い手を育てる実践的な取り組みにより、社会的な貢献を果たしている。同時に、それを裏付ける環境配慮行動に関する心理学的な解析の調査研究も進められ、学術的にも成果が出ている。東京都心での検討であり、全国への展開にあたっては更に各地での実証が必要であるが、そのための基礎的な知見を提供できている。家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出削減目標策定の方法論を示したことは大きな成果といえる。ただし、その達成の道すじや具体的な取り組み方法については今後の課題であり、さらなる展開が期待される。</p>	<p>■特筆すべき「共-進化」的成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育園への情操教育としての環境教育の普及、小中学校のカリキュラムへの導入。</li> </ul> <p>■「共-進化」に基づく評価：A (ほぼすべてのステークホルダーに「共-進化」成果が見られる)</p>

## 2-4. 研究開発領域の目標達成

上記の、研究開発プロジェクトの選考、研究開発プログラムの運営、及び研究開発成果の状況を踏まえ、研究開発領域が設定する所期の目標は相当程度達成されたと評価する。

本研究開発領域の大きな2つの目標は以下であった。

- (1) 脱温暖化・環境共生に関わる研究開発を、総合的で横断的な新たな発想に基づいて、持続可能な社会システム実現のための取組みとして構想し、地域の現場においてその科学的実証を試みる。また、それらが国内外で有効に活用されるよう、一般化、体系化を目指す。
- (2) 活力ある地域づくりを、脱温暖化・環境共生の視点から再定義して進めるため、既存の取組みや施策、行政システム、制度等を科学的に整理・分析し、地域の新しい価値を見出すための分野横断的かつ内発的な計画・実践手法、新しい価値の評価手法、およびそれらの普及方法を開発する。

本研究開発領域・プログラムは、多様な環境問題を「石油漬けの近代化」の帰結として総合的にとらえ、大目標として、2050年までに温室効果ガスの60-80%削減を実現するために、エネルギーからサプライチェーンまでを含む社会の大幅な低炭素構造への作り直し、すなわち「石油漬けの近代の作り直し」という非常に高い目標を掲げた。その目標からすれば達成水準は必ずしも高いわけでないが、難しいテーマに対して各プロジェクトがそれぞれの地域・フィールドで果敢にチャレンジしたこと自体が高く評価されるものである。

研究開発領域全体としては、脱温暖化・環境共生にかかる研究が、プロジェクトそれぞれのフィールドで実践され、それが持続的な動きになることと、そこで立ち立てられた方法論が広く普及することに目標を置いた。「地域に根ざした」、「脱温暖化」を目指す取り組みを進めるべく、領域総括の強力なリーダーシップと領域のマネジメントによって各プロジェクトを引き上げ、全体としても前進し、今後の展開に大きな期待が持てることに至ったことから、本領域はできる範囲では最高の結果を出したと考える。しかし、本領域はそれにとどまらず、地域実践研究における「共-進化」型アプローチを確立することをも目標としている。

前者に関しては、以下のような成果が見られた。

- ・供給側の論理ではなく、地域・国民の視点から、低炭素の将来における地域の可能性を探究した。（田内、藤山、島谷プロジェクト）
- ・研究者が社会の多くのステークホルダーの中に入って行き、社会改革に共進するという研究アプローチで多くの実践例を得た。（宝田、内藤、桑子、島谷プロジェクト）
- ・実践のなかで地域の活動主体を発掘し持続的な活動を確立した。（宝田、内藤、桑子、花木プロジェクト）
- ・低炭素化の核である再生可能エネルギーの地域適合性の知見を深めた。（駒宮、島谷プロジェクト）
- ・こうした活動を継承するための人材育成を進めた。（白石プロジェクト）

後者の、内発的な「共-進化」的手法を「社会技術」として発展させることへの挑戦は、領域総括の強いリーダーシップの下で進展した。プログラム全体として、Transformativeな時代をとらえた適切な課題設定と、分野を統合したバランスの取れたチーム編成によって、地域生活の総合的観点から社会改革を研究プロセスに同化しながら進める「共-進化」型の新たな研究アプローチを実証している。

意義ある成果が多く得られている一方で、研究者の力不足、問題の拡がりへの対応不足などから、十分には期待された成果が得られなかったものも見られるが、多くの参加者を精力的にまとめて研究開発領域を運営されたことは十分評価される。領域の掲げる「石油漬け近代の作り直し」に対しては、実際に我が国の実社会に与えるインパクトは、現時点では“可能性の提示”あるいは“萌芽”に留まっている。本来は汎用性に富んだ成果が望まれるが、このようなテーマで汎用的な成果を得ることはそう簡単ではないことであるので、今後の進展に期待したい。また、地域づくりを考える上では、都市・地域計画や交通計画的な視点は不可欠であるので、今後検討されるとよいのではないかと。

また、このような研究の方法論をさらに展開するための人材育成に関しては、それぞれのプロジェクトで方針が異なり、プロジェクトの関与者に留まっているものもあるが、全体で27人の若手研究者を育てており、今後の活躍に期待が持てる。研究者にとっては、自分だけでは真にインパクトを与える対象へアウトリーチを広げることは困難であろうから、研究を持続するための若手育成についても強力なサポートが必要である。

領域として、学会での特別セッション、領域サロン、海外誌への論文投稿などの成果発信を進めていることは評価する。また、良い結果が得られた方法論や事例についての、グッドプラクティス集を編纂されることをお勧めする。ここでの地域からの力が、再び縦割り行政の中で窒息してしまわないように、さらに成果を広く民間に開示し、オープン・イノベーションにより高めてゆくなどの努力をしていただきたい。平成24年度に開催された第4回領域シンポジウム「自然エネルギーは地域のもの」で提示された「再生可能エネルギー条例」のひながた案の提示により、いくつかの市で条例の制定が実現されたことなどは、グッドプラクティスに繋がるものであろう。

戦略提言として、「環境・エネルギー分野の課題解決に社会技術的な手法を導入し地域が元気になる脱温暖化社会を！」が提示されており、この内容には賛同する。さらに、本研究開発領域における諸研究から得られた低炭素社会への社会的障壁に関しても、整理して政策提言等にまとめ、発信されることを希望する。「共-進化」のアプローチは、これまでの学問遂行と大きく違うパイオニア的なものである。例えば、本研究開発領域では、「環境・エネルギーの問題への従来型アプローチの問題とその克服のために必要な研究開発課題<sup>3)</sup>」について示しているが、その発展形として、その実際のやり方と困難な点についてまとめることも、こうした学問のやり方を広めるためにも大きく役立つものであろう。

---

<sup>3)</sup> 重藤さわ子、堀尾正靱『東日本大震災からの復興に「地域に根ざした」社会技術の視点を』「研究・技術計画学会」第26回次学術大会講演要旨集、山口大学常盤キャンパス、2011年10月16日  
(<http://www.ristex.jp/env/03wisdom/pdf/info25.pdf>)



## 2-5. 社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案等

今回の評価プロセスを経て、いくつか改善が必要と思われる点を含めて、社会技術研究開発センターの今後の事業運営の参考として、主に以下のことについて述べたい。

### (1) 領域マネジメントにおける「対話と協働」について

従来の研究課題採択後の「放任型」からの脱却は極めて重要であり、本領域の「ハンズオン型」のマネジメントは有効な解決策と考える。しかし、領域によるプロジェクトへの積極的な関与と指導は、ともすれば上意下達になりかねないこともあるので、「対話と協働」とのバランスが重要と思われる。研究開発マネジメントを透明性をもって推進するには、適切なPDCAの活用が有効と考える。この両面において、本領域が示すように領域総括の役割と責任は大きいといえる。

### (2) 研究現場からの新しい研究方法と評価方法の提示

新しい研究のやり方（Action Research）、学問の意味（知行合一）、科学の社会性に関しての評価の議論が、こうした研究現場からの論議でなされるべきではないか。地球環境に関しては、Future Earth がようやくその方向を向いてきたが、トップダウンの評価ではなく、現場研究からの、地に足をつけた、生活、ものづくり・社会づくりを実践しようとしている知識集団からの評価を提示して見せる必要がある。

その際、地域での実証を重視するといっても、学術的アウトプットを軽んじることにならないように、学会との協働などによって成果の学術的な検証を受けることが重要であり、これが横展開にも繋がるものと考ええる。

### (3) プロジェクトのテーマ、タイトル変更に関する柔軟な対応について

社会技術研究開発は、走りながら考えるという特性をもっており、実施する過程で新たな課題が見えてくるものである。本研究開発領域全体でも、プロジェクトの進行に伴い、評価の視点が変わってきている。一度採択されたプロジェクトのテーマ（タイトルも含む）の変更や、研究代表者も含めたメンバー構成の組み替えについては、どこまで許されるのかを明確にする必要があると考える。

例えば、取り組み内容、進捗状況や成果見通しを勘案し、領域目標の達成にとって十分な意義が認められると判断できるかどうか等、一定の基準やルールを設定したうえで、柔軟な対応をとる必要があると考える。「共-進化」型という基準を中心にするという観点があってもよいだろう。

一方で、プロジェクトの中には、本当に研究グループが一体的に研究を進めているのか疑わしいもの（研究グループがプロジェクトのミッションに実質的に関与・協力していない等）が見られるように思われた。そのような場合には、活動の方向性の見直しやメンバーの入れ替え等、迅速かつ適切な対処がなされることが必要と思われる。

社会状況の変化によって研究開発の内容が大きく変わらざるを得なかったものもあったが、プロジェクトのタイトルの変更をして一定の手続きで選定し直すなどの柔軟

な対応がなされるとよいと思われる。ただし、他の多くのプロジェクトが採択されなかったことを考慮すると、公平性の観点からも検討を要する。

(4) 領域・プロジェクト横断型のタスクフォース等について

本領域のプロジェクトを横断するタスクフォースについては、領域アドバイザー、アソシエイトフェロー、事務局の貢献は大いに評価できる。その効果も認められることから、このような活動は領域・プログラムにおいて積極的に進められるべきであり、アドバイザーやアソシエイトフェローの活動が定着するとよいだろう。領域・プログラムとしてのタスクフォースのような活動の制度的位置付けや予算措置について、より活動しやすく成果に結び付きやすい仕組みが検討されるとよいと思われる。

(5) ステークホルダーのネットワーク形成、アウトリーチ活動について

「地域に根ざす」ことに重点が置かれ、行政や地域の大学との連携が十分ではない場合もあると思われる。特に、自治体の現場で活動している職員と理解し合うことは、地域のステークホルダーとのネットワーク形成の基盤を作る上でも大切と考える。

(6) プロジェクト終了後の社会実装について

本領域の意義は、成果がどのように社会に還元され実用化（社会実装）されるかであろう。終了したプロジェクトの成果をそのままにせず、特にカテゴリーⅡのプロジェクトについてはプロジェクト終了後も活動を継続し、数年後に、成果の社会への展開・活用について確認する機会があるとよいのではないかと。

(7) 「社会技術研究開発」の評価基準について

領域の目標達成にかかわる新たな基準について、堀尾総括から「社会技術研究開発プロジェクトの評価に望まれる視点」が提起された。それは「共進化概念に基づく」提示であるが、評価委員としては、事前に提示された評価指標によって評価を行っており、後出し的に評価の再検討を迫るものであるという印象が拭えない。ただし、その提起は、走りながら考える社会技術研究開発という特性から鑑みるならば、プログラムと評価委員会との間での本格的なコミュニケーション（熟議ともいわれる）がスタートしたという優れた意義をもち、今後の評価のあり方に大きな一石を投じたものとして積極的に受け止めていくべきである。

研究開発プロジェクトの評価基準は、領域・プログラム発足の際に決まっていたが、途中で評価基準のあり方を議論する必要があるだろう。ただし、評価委員はプロジェクトの現場を直接見ることができないまま評価をせざるを得ないのが現状である。評価基準のあり方を議論するためには、評価委員によるプロジェクト現場への視察等も欠かすことができない。

社会技術に関しての評価の基準がまだ確立していない段階であるから、評価委員会の第一回目に時間をとって、領域の意図を聴取し、どのような基準で評価するのか、何をもってアウトプットとするのかといった評価軸については、RISTEX・評価委員会・領域の間ですり合わせておいたほうが良いと考える。

大切なのは、研究開発領域・プロジェクトの当初の目的・課題設定が今の時代において適切であったか、研究内容が目標を見据えた内容になっているか、どのような成果が得られたのか、残された課題は何か、更なる発展の可能性の考察などであり、そのような評価の枠があればよかったのではないか。本領域の研究アプローチは、社会技術の中でも住民とともに持続可能な社会システムを作り上げてゆくという意味で特異なものであるため、新しい評価の視点が必要ではないだろうか。その上で、評価シートには、社会技術の意義、社会的貢献と科学的成果の重みをどう考えるのかといったガイドがあるとよい。費用対効果についてはチェック項目程度でよいのではないか。

本研究開発領域のように、テーマが広範囲に及ぶ場合は、審査の過程で適切な評価項目を新たに見出していくプロセスがあれば、正当な評価に結びつくものとする。また、センター内で選考プロセスのあり方や評価のガバナンスを検討する委員会や組織を立ち上げる必要があるのではないか。研究開発の評価は片手間にやれるものではないため、評価者の専任化なども検討すべきとする。例えば、社会技術研究開発で扱う共通した分野・テーマ（合意形成論など）について、第三者的な観点から公正かつ冷静に評価できるような数名の固定した評価者が事前・事後評価を含めて加わると、相対的にもフェアでバランスのとれた評価に結びつくものとする。

## 検討経緯

### 平成25年度第1回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成25年11月1日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

### 平成25年度第2回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成25年11月29日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
2. 総合討論

### 平成25年度第3回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成25年12月14日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
2. 総合討論
3. 評価委員会報告書について
4. 総合評価について

### 平成25年度第4回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成26年1月20日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

### 平成25年度第5回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成26年2月16日

議事：

1. 領域総括による研究開発領域・プログラムの活動報告
2. 総合討論

### 平成25年度第6回「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」評価委員会

平成26年3月14日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則

	(平成17年7月8日 平成17年規則第70号)
改正	(平成18年11月22日 平成18年規則第72号)
改正	(平成19年4月11日 平成19年規則第75号)
改正	(平成19年11月28日 平成19年規則第117号)
改正	(平成22年4月14日 平成22年規則第88号)
改正	(平成23年3月28日 平成23年規則第38号)
改正	(平成23年4月20日 平成23年規則第88号)
改正	(平成23年5月25日 平成23年規則第91号)
改正	(平成24年3月30日 平成24年規則第97号)
改正	(平成25年3月27日 平成25年規則第61号)
改正	(平成25年10月31日 平成25年規則第118号)

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条－第4条）

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監（第5条－第9条）

第2款 社会技術研究開発主監会議（第10条－第11条）

第3節 運営アドバイザー委員会（第12条－第18条）

第2章 事業の実施方法

第1節 研究開発領域の推進（第19条－第21条）

第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進（第22条・第23条）

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進（第24条・第25条）

第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施（第26条－第30条）

第2款 ガバナンスボード（第31条－第37条）

第5節 領域アドバイザー（第38条－第41条）

第3章 事業の評価

第1節 通則（第42条－第46条）

第2節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価（第47条－第50条）

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価（第51条－第55条）

第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価（第56条－第60条）

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価（第61条－第63条）

第3節 サービス科学プログラムに係る評価

第1款 サービス科学プログラムの評価（第64条・第65条）

第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第66条－第69条）

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第70条・第71条）

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価（第72条・第73条）

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第74条―第77条）

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第78条・第79条）

第5節 実装支援プログラムに係る評価

第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価（第80条―第83条）

第2款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価（第84条―第87条）

第6節 領域・プログラム評価委員会（第88条―第95条）

第4章 事業の運営及び報告等（第96条―第99条）

第5章 雑則（第100条・第101条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この規則は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 事業は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することを目的とする。

（社会技術研究開発主監会議及び評価委員会の設置）

第3条 事業に係る研究の実施に関する重要事項について調査審議するため、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に社会技術研究開発主監会議を置く。

2 事業に係る評価を行うため、センターに第19条、第22条及び第24条に規定する研究開発領域又は研究開発プログラム毎に評価委員会（以下「領域・プログラム評価委員会」という。）を置く。

（顧問及び参与）

第4条 センターがセンターの運営のために必要があると認めるときは、センター顧問及びセンター参与を置くことができる。

2 センター顧問及びセンター参与の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監

（目的及び設置）

第5条 事業に関し、その改善に資するため、機構に社会技術研究開発主監（以下「研究開発主監」という。）を置く。

（任務）

第6条 研究開発主監の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の制度、運営、評価等に関し、必要な事項の調査を行い、理事長へ提言すること。
- (2) 事業の専門的重要事項について、事業を担当するプログラムディレクター（以下「プログラムディレクター」という。）の求めに応じて提言すること。

（委嘱）

第7条 研究開発主監は、学識経験等のある者のうちから、理事長が委嘱する。

（任期等）

第8条 研究開発主監の任期は、原則として2年間とする。ただし、任期が3事業年度にわたる場合は、最終事業年度の末日をもって任期満了とする。

2 研究開発主監の再任は妨げない。

（秘密保持義務）

第9条 研究開発主監は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第2款 社会技術研究開発主監会議

（任務）

第10条 第3条第1項に定める社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）は、プログラムディレクターの求めに応じ、次に掲げる事業に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 研究開発領域及び研究開発領域に属する研究開発プログラムの設定及び改廃並びに領域総括の選定及び変更に関すること。
- (2) 研究開発プログラム（研究開発領域に属するものを除く。）の設定及び改廃並びにプログラム総括の選定及び変更に関すること。
- (3) 研究開発成果実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクトの選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に係る重要事項

（会議の構成、招集及び運営）

第11条 会議は、事業における研究開発主監及びプログラムディレクターで構成する。

- 2 会議に議長を置き、プログラムディレクターが務める。
- 3 会議は、議長が招集する。
- 4 議長は、必要に応じて構成員以外の専門アドバイザー及び外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 第3節 運営アドバイザー委員会

（目的及び設置）

第12条 センターの運営全般に関し、社会技術研究開発センター長（以下「センター長」という。）の求めに応じ、有識者より意見を聴取し、運営の改善に資するため、組織規程（平成15年規程第2号）第9条の規定に基づき、センターに運営アドバイザー委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（任務）

第13条 委員会は、センター長の求めに応じ、センターの運営全般について意見を述べることを任務とする。

（構成）

第14条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員会に委員長及び委員長代理を置く。

3 委員長は委員の互選により選任し、委員長代理は委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(委嘱)

第15条 委員は、有識者のうちから、センター長の要請に基づき理事長が委嘱する。

(任期)

第16条 委員の任期は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(秘密保持義務)

第17条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第18条 委員に対する謝金及び旅費等の支給については、別に定める。

## 第2章 事業の実施方法

### 第1節 研究開発領域の推進

(研究開発領域等の設置)

第19条 センターに、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成に資する研究開発領域及びその研究開発領域の運営責任者である領域総括を置く。

2 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行う。

3 研究開発領域の設置期間は、原則として6年を超えないものとする。

4 センターは、研究開発領域の設定にあたっては、広く多分野多方面の関与者の参画を得て、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等について、十分な調査検討を行うものとする。

5 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の専門的事項について領域総括への助言を求めため、研究開発領域に領域アドバイザーを置く。

6 センターは、領域総括が研究開発領域の運営上必要があると認めるときは、領域総括補佐を置くことができる。

(研究開発領域における研究開発の実施方法)

第20条 研究開発領域における研究開発は、必要に応じて当該研究開発領域に研究開発プログラムを設定し、領域総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、研究開発プロジェクトの提案を具体化するための企画調査（以下「プロジェクト企画調査」という。）を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プログラムの設定

ア 研究開発領域の目標の達成を図るため、当該研究開発領域に関して広く多分野多方面の関与者の参画を得て行われた、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等についての十分な調査検討の結果を踏まえて、領域総括は研究開発目標が明確に定められた研究開発プログラムの案を作成する。



- イ センターは、研究開発プログラムについて、アに規定する案に基づき、会議の意見を聴いた上で決定する。
- (2) 研究開発プロジェクトの実施
- ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定
- センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。
- イ 研究開発プロジェクトの実施
- (ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。
- (イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。
- (ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。
- (エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。
- (オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。
- (カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。
- ウ 研究開発プロジェクトの実施期間
- 研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として5年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。
- (3) プロジェクト企画調査の実施
- ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定
- センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査の提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募されたプロジェクト企画調査の提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。また、領域総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。
- イ プロジェクト企画調査の実施
- 研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。
- ウ プロジェクト企画調査の実施期間
- プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。
- エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い
- プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付される

こととする。

(研究者等の雇用)

第21条 機構は、研究代表者が研究開発チームを編成するにあたり、必要に応じて研究者及び研究補助者等を一定期間雇用することができる。

## 第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進

(問題解決型サービス科学研究開発プログラムの実施方法)

第22条 センターは、サービス科学的手法により具体的社会問題を解決するための研究開発を推進するため、問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）及びそのサービス科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めため、サービス科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

3 センターは、プログラム総括がサービス科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(サービス科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第23条 サービス科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

### (1) 研究開発プロジェクトの実施

#### ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

#### イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

#### ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。

### (2) プロジェクト企画調査の実施

#### ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表

者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とする。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

### 第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進

(科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの実施方法)

第24条 センターは、科学技術イノベーション政策において、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実現に資する研究開発を推進するため、科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）及びその政策のための科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、会議の意見を聴いた上で、政策のための科学プログラムの設定及びプログラム総括の選定を行う。

3 センターは、政策のための科学プログラムの設定にあたっては、国が定める方針等を踏まえるものとする。

4 センターは、政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めため、政策のための科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

5 センターは、プログラム総括が政策のための科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(政策のための科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第25条 政策のための科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

- (イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。
  - (ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。
  - (エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。
  - (オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。
  - (カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。
- ウ 研究開発プロジェクトの実施期間  
研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。
- (2) プロジェクト企画調査の実施
- ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定  
プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。
- イ プロジェクト企画調査の実施  
研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。
- ウ プロジェクト企画調査の実施期間  
企画調査の実施期間は1年以内とする。
- エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い  
プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

#### 第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

##### 第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施

(研究開発成果実装支援プログラムの実施方法)

第26条 センターは、研究開発成果を活用、展開して、現実の社会問題を解決するため、研究開発成果実装支援プログラム（以下「実装支援プログラム」という。）を置く。

2 実装支援プログラムは、公募により広く提案を募り、研究開発成果を社会に実装する取り組みを支援する公募型（以下「実装支援プログラム（公募型）」という。）及び機構における複数の研究開発成果等を集約・統合し、社会問題の解決に向けて効果的に社会に実装する取り組みを支援する成果統合型（以下「実装支援プログラム（成果統合型）」という。）の方法により推進する。

3 実装支援プログラムに運営責任者であるプログラム総括を置き、実装支援プログラム（公募型）をプログラム総括（公募型）が、実装支援プログラム（成果統合型）をプログラム総括（成果統合型）がそれぞれ担当する。

(実装支援プログラム（公募型）の推進方法)

第27条 センターは、実装支援プログラム（公募型）の実施に必要な専門的事項について、プログラム総括（公募型）への助言を求めため、プログラムアドバイザーを置く。

2 センターは、実装支援プログラム（公募型）の対象となる提案を産学官等の研究者等から

広く募集する。プログラム総括（公募型）は、応募された提案についてプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき実装活動及びその実装の責任者（以下「実装責任者」という。）を選定する。

3 実装責任者は、実装を行う組織において、実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間終了後も継続的に実装が実施される状態を実現するために必要な活動を行う。

（実装支援プログラム（公募型）の実施期間）

第28条 実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

（実装支援プログラム（成果統合型）の推進方法）

第29条 センターは、事業における研究開発領域又は研究開発領域に属さない研究開発プログラムもしくは事業以外の機構が実施する研究開発等（以下「領域等」という。）から実装支援プログラム（成果統合型）の対象を選定し、選定された対象の領域総括等（事業以外の研究開発等における事業の領域総括等に相当する者又は準ずる者を含む。以下同じ。）は、プログラム総括（成果統合型）と協議の上、領域等から実装支援プログラム（成果統合型）において中核的な役割を担う研究開発プロジェクト（以下「中核プロジェクト」という。）を指名する。指名された中核プロジェクトは、実装活動に関する提案を作成し、当該領域等の領域総括等に提出する。

2 中核プロジェクトの属する領域等の領域総括等は、提出された提案のうち、プログラム総括（成果統合型）との協議を踏まえ、実装支援プログラム（成果統合型）の候補プロジェクトとして承認できるものについては、当該領域等の事後評価（プロジェクト企画調査の事後評価を除く。）を実施する評価委員会（事業以外の研究開発等における当該評価委員会に相当又は準ずるものを含む。以下同じ。）に推薦する。

3 評価委員会は、推薦された提案につき審議し、審議結果を評価委員会所見としてセンターに提出する。

4 センターは、評価委員会の所見を付して会議に諮り、会議の評価結果に基づき、実装支援の対象とするプロジェクト（以下、「実装対象プロジェクト」という）を選定する。

5 センターは、会議の評価結果に基づき、選定された実装対象プロジェクトの実装活動の実施期間に必要な応じて適切な初動期間を設けることができる。初動期間終了後の本格的実装活動への移行については会議に諮り、決定する。

6 センターは、選定された実装対象プロジェクトの責任者である実装代表者を選定する。

7 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトのマネジメント及び評価のため、プロジェクト（初動期間にあるものを除く。）ごとにプログラム総括（成果統合型）を議長とするガバナンスボードを置く。

8 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの推進のため、プロジェクト推進アドバイザーを置くことができる。

9 プロジェクト推進アドバイザーの委嘱手続き等については、実装支援プログラム（公募型）のプログラムアドバイザーに適用される規定等を準用する。

（実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間）

第30条 実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

## 第2款 ガバナンスボード

（任務）

第31条 第29条第7項に定めるガバナンスボードの任務は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトに関するマネジメントを行うこと。
- (2) 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの事後評価を実施すること。
- (3) その他前2号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第32条 ガバナンスボードは、実装支援プログラム（成果統合型）プログラム総括である議長及びメンバー7名以内で構成する。

2 メンバーは、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名するメンバーがその職務を代行する。

(任期)

第33条 メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱することができる。また、メンバーが任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(運営)

第34条 ガバナンスボードは、機構の必要に応じて開催するものとし、議長が招集する。

(意見聴取)

第35条 ガバナンスボードは、プロジェクトのマネジメント、評価等に係る専門的事項について、構成員以外の外部の有識者（以下「外部有識者」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝金等)

第36条 メンバー及び外部有識者には、別に定めるところにより謝金、旅費等を支給することができる。

(秘密保持義務)

第37条 メンバー及び外部有識者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第5節 領域アドバイザー等

(任務)

第38条 第19条第5項に定める領域アドバイザー及び第22条第2項、第24条第4項及び第27条に定めるプログラムアドバイザー（以下「領域アドバイザー等」という。）の任務は、次のとおりとする。

- (1) 領域アドバイザー
  - ア 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の選考において意見を述べること。
  - イ 領域総括が行う研究開発領域の運営に協力すること。
  - ウ その他研究開発領域の専門的事項について領域総括へ助言を行うこと。
- (2) サービス科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー
  - ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
  - イ プログラム総括が行うサービス科学プログラムの運営に協力すること。
  - ウ その他サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。
- (3) 政策のための科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー

- ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
  - イ プログラム総括が行う政策のための科学プログラムの運営に協力すること。
  - ウ その他政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。
- (4) 実装支援プログラム（公募型）におけるプログラムアドバイザー
- ア 実装活動の選考において意見を述べること。
  - イ プログラム総括（公募型）が行う実装支援の運営に協力すること。
  - ウ 採択した実装活動の事後評価において意見を述べること。
  - エ その他実装支援プログラム（公募型）の専門的事項についてプログラム総括（公募型）へ助言を行うこと。

(委嘱等)

第39条 領域アドバイザー等は、領域総括又はプログラム総括に対し適切な助言を行うための専門性を有している者の中から、センター長の要請に基づき理事長が委嘱又は任命（以下「委嘱等」という。）する。

(任期)

第40条 領域アドバイザー等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、領域アドバイザー等が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。
- 3 領域アドバイザー等に対する手当、旅費等の支給については別に定める。

(秘密保持等)

第41条 領域アドバイザー等の秘密保持、外部発表、特許取扱等については、研究者に係る諸規程を準用する。

### 第3章 事業の評価

#### 第1節 通則

(評価方法等)

第42条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則（平成15年達第44号）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第43条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第44条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

- 2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、

あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合

(被評価者への周知)

第45条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第46条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

## 第2節 研究開発領域に係る評価

### 第1款 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第47条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価  
研究開発領域の期間が5年を超える場合に研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価  
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第48条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発領域
    - a 第43条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
    - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
    - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
  - イ 領域総括
    - a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
    - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
- (3) 評価者  
会議が行う。
- (4) 評価の手続き



センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第49条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第19条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第50条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第51条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3

～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第52条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第53条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラム

a 第48条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。

b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第48条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第54条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第55条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
 

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プログラムの達成状況
  - イ 研究開発マネジメントの状況
 

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
 

領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
 

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

### 第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

#### (評価の実施時期)

第56条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
 

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 中間評価
 

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
 

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (4) 追跡評価
 

研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

#### (事前評価)

第57条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
 

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト
    - a 第53条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発提案であること。
    - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
  - イ 研究代表者
 

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第 58 条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
- イ 研究開発成果の現状と今後の見込
- ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第 59 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
- イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性
- ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況
- エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

- (4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第60条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的  
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
  - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
  - ウ その他なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
  - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
  - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
  - ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第61条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第62条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア プロジェクト企画調査  
第53条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ プロジェクト企画調査計画

定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第63条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 サービス科学プログラムに係る評価

第1款 サービス科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第64条 サービス科学プログラムの評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第65条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
  - イ 研究開発成果の現状と今後の見込なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
第22条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き  
サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

## 第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

### (評価の実施時期)

第66条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価  
研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

### (事前評価)

第67条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト
    - a サービス科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。
    - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画  
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第68条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

サービス科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第69条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、サービス科学プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。



### 第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第70条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第71条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

### 第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

#### 第1款 政策のための科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第72条 政策のための科学プログラムの評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第73条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第24条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための

科学プログラム評価委員会」という。)が行う。

- (4) 評価の手続き  
政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価  
(評価の実施時期)

第74条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価  
研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第75条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト  
政策のための科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画  
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。  
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第76条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
  - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
  - ウ その他なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
政策のための科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第77条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的  
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）
  - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果
  - ウ その他なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
  - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
  - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
  - ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第78条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第79条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況  
イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況  
なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

#### 第5節 実装支援プログラムに係る評価

##### 第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価

###### （評価の実施時期）

第80条 実装支援プログラム（公募型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価  
実装支援終了後一定期間を経過した後に実施する。

###### （事前評価）

第81条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 実装支援の対象
  - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
  - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
  - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること。
- イ 実装責任者  
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
- ウ 実装計画
  - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

- b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
  - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第 82 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 実装支援の目標の達成状況  
イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性  
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第 83 条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的  
実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 実装の継続的な実施状況や発展状況  
イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果  
ウ その他  
なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き  
ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。  
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

## 第2款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価

### （評価の実施時期）

第84条 実装支援プログラム（成果統合型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価  
実装支援終了後一定期間を経過した後に実施する。

### （事前評価）

第85条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 実装支援の対象
    - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が明確であること。
    - b 複数の研究開発成果を活用し、関与者の役割も含めた包括的かつ具体的な提案となっていること。
    - c 実装支援による成果とそれによる効果が明確化されていること。
  - イ 実装代表者  
実装支援の代表者として、その活動に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 実装促進計画
    - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
    - b 実装支援終了後の実装の継続及び発展の展望・道筋が示されていること。
    - c 適切な実施体制、実施規模であること。

なお、領域総括等の推薦あるいは評価委員会からの所見において、初動期間の設置が適切であると表明された場合、評価項目及び基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

また、初動期間終了後の本格的実装活動への移行の際の評価項目及び基準についても同様とする。
- (3) 評価者  
会議が行う。
- (4) 評価の手続き  
提出された実装支援の提案について、評価者が評価を行う。

### （事後評価）

第86条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

各実装支援対象プロジェクトのガバナンスボードが行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第87条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

## 第6節 領域・プログラム評価委員会

(任務)

第88条 第3条第2項に定める領域・プログラム評価委員会は、センターの活動に関し、次に掲げる事項について審議する。

(1) 中間評価に関すること。

(2) 事後評価に関すること。

(3) 当該領域又は研究開発プログラムにおける実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクト案に関わる評価に関連すること。

(4) その他前各号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第89条 各領域・プログラム評価委員会は、委員長及び委員15名以内をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員は、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 委員長は、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第90条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第91条 領域・プログラム評価委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

2 分科会は、必要に応じて開催するものとし、主査が招集する。

(評価基準)

第92条 評価の基準及び方法については別に定めるところによる。

(謝金等)

第93条 委員には別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第94条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第95条 この規則に定める事項のほか、領域・プログラム評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 第4章 事業の運営及び報告等

(運営)

第96条 領域総括及びプログラム総括は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図るため、多分野多方面の関与者の広範な参画により、研究開発又は実装活動が効果的に行われるよう、適切かつ柔軟な運営を行う。

(成果の取扱い)

第97条 成果については、知的財産権等の確保に努めることとし、その帰属等については別に定める。また、成果を公表し、広く利用されるよう普及に努める。

(実施状況等の報告)

第98条 センターは、定期的に領域総括及びプログラム総括より進捗状況等に関する報告を求める。

(会議への報告)

第99条 センターは、会議に対し研究開発及び実装活動の進捗状況及び終了の報告等を行うものとする。

#### 第5章 雑則

(事務)

第100条 事業に係る事務は、センター企画運営室が担当する。

(その他)

第101条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則 (平成18年11月22日 平成18年規則第72号)

この規則は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する



規則の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年規則第117号）

この規則は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成22年4月14日 平成22年規則第88号）

この規則は、平成22年4月14日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成22年4月6日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年規則第38号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年規則第88号）

この規則は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年規則第91号）

この規則は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年規則第97号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 平成25年規則第61号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日 平成25年規則第118号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に選任した各委員会の委員、社会技術研究開発主監、領域総括、プログラム総括その他この規則に定めのある者（以下「委員等」とする。）は、改正後の相当規定に基づいて選任されたものとみなす。ただし、任期は、施行日における残存期間と同一の期間とする。

3 施行日前にした委員等の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、改正後の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。

4 施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、新規則及び関連例規の相当規定によってした契約、手続きその他の行為とみなす。